

指定航空従事者養成施設

教育規程

公益財団法人日本学生航空連盟

自家用操縦士の技能証明

航空機の種類 滑空機

航空機の等級 上級滑空機

2023 年09月29日

目 次

1. 一般事項	1－1 頁
(1) 施設の名称及び所在地等	
(2) 限定を受ける課程名等	
(3) 教育目的	
(4) 入所要件	
(5) 最大養成数及び標準養成数等	
(6) 教育目標	
2. 設置者	2－1 頁
3. 管理者	3－1 頁
4. 教育施設の概要	4－1 頁
5. 学科教官	5－1 頁
6. 実技教官	6－1 頁
7. 技能審査員	7－1 頁
8. 教育の内容及び方法	8－1 頁
(1) 教育計画	
(2) 教育の方法	
(3) 教育の状況の把握及び報告の方法	
(4) 追加教育	
(5) 補習の基準	
(6) 教育の中止	
(7) 編入の基準	
(8) 補備教育の基準	
(9) 再教育の基準	
(10) 技能審査員の兼務禁止等	
9. 技能審査の方法	9－1 頁
(1) 審査の科目及び判定基準	
(2) 審査を行う時期	
(3) 審査実施の要件	
(4) 審査実施要領	
(5) 成績の判定	
(6) 再審査を行う場合の方法及び基準	
(7) 審査結果の報告	
10. 修了証明書の交付	10－1 頁

1 1. 指定養成施設の適確な運営制度の確立	1 1 - 1 頁
(1) 学科教官及び実技教官に係る管理に関する制度	
(2) 技能審査の結果についての評価に関する制度	
(3) 教育施設の維持管理に関する制度	
(4) 教育実績の記録の管理に関する制度	
(5) 養成施設の監査に関する制度	
1 2. 役員の状況と組織図	1 2 - 1 頁
1 3. 教育実績	1 3 - 1 頁
1 4. その他基準に適合する書類	1 4 - 1 頁
(1) 入所審査成績報告書、入所審査判定要領・成績表	
(2) 入所報告書	
(3) 変更事項等報告書	
(4) 滑空スポーツ訓練実施規則	

1. 一般事項

(1) 施設の名称及び所在地等

施 設 名	所 在 地	指 定 年 月 日
公益財団法人日本学生航空連盟	東京都港区新橋一丁目18番2号 明宏ビル本館5階	平成15年8月1日

(2) 限定を受ける課程名等

課 程 名	承認年月日及び番号
自家用操縦士の技能証明 航空機の種類 滑空機 航空機の等級 上級滑空機	平成15年 8月 1日 指定書第 17 号

(3) 教育目的

本教育は、自家用操縦士（滑空機・上級滑空機）の技能証明に係る資格の取得に必要な知識及び技能を習得させる事を目的とする。

(4) 入所要件

施設の課程に対応する技能証明等の学科試験に合格している者で、飛行経歴が以下の要件を全て満たしていること。

- (i) 単独飛行時間2時間50分以上、単独飛行回数28回以上を含む70回以上の飛行回数
- (ii) 上記の要件には、空中操作科目20回以上、緊急処置5回以上の訓練を含むこと
- (iii) 入所審査において、養成期間内に自家用操縦士の技能審査に合格する見込みがあると認められた者であること。
- (iv) 学科試験合格通知書の期限が、技能審査に合格し、技能証明の申請を行うまで有効であること。

(5) 最大養成数及び標準養成数等

- (i) 1コースの最大養成数 15 名 但し、遠隔教育の場合は6 名
1コースの標準養成数 6 名
- (ii) 同時教育が可能な最大コース数 4 コース
- (iii) 年間養成数 約60 名

(6) 教育目標

課 程	教 育 目 標
学科教育	自家用操縦士として必要な知識及び各種情報の収集法とその解析を修得する
実技教育	離着陸、緊急操作及び空中操作を訓練し、自家用操縦士として必要な判断力と技量を習得させる

2. 設置者

(1) 氏名

利根川 豊 1954 年 3 月 16 日生

(2) 住所

東京都港区新橋 1-18-2 明宏ビル本館 5 階
公益財団法人 日本学生航空連盟

(3) 経歴

1984 年 4 月 東海大学工学部 非常勤講師 (至 1985 年 3 月)
1985 年 4 月 日本学術振興会奨励研究員 (至 1986 年 4 月)
1985 年 9 月 (兼任) AT&T Bell Laboratories 客員研究員 (至 1986 年 3 月)
1986 年 4 月 東海大学工学部 講師
1990 年 4 月 東海大学工学部 助教授
1992 年 9 月 (兼任) 第 34 次日本南極地域観測隊員 (至 1994 年 3 月)
1998 年 4 月 東海大学工学部 教授
2019 年 4 月 東海大学工学部 非常勤講師 (至 2019 年 9 月)
2020 年 4 月 東海大学名誉教授
現在に至る

(4) 航空従事者の養成についての実績

なし

(5) 航空法施行規則第 50 条の 4 に定める欠格事由はありません。

3. 管理者

(1) 氏名

谷川 史郎 1956年11月23日生

(2) 住所

東京都港区新橋 1-18-2 明宏ビル本館 5 階
公益財団法人 日本学生航空連盟

(3) 経歴

1980年3月 早稲田大学理工学部電子通信学科 卒業
1980年4月 株式会社 野村総合研究所 入社
2002年4月 同社 執行役員 コンサルティング第二事業本部長
2008年4月 同社 常務執行役員 コンサルティング事業本部長
2010年6月 同社 取締役 常務執行役員 コンサルティング事業担当 兼
システムコンサルティング事業本部長
2012年4月 同社 取締役 専務執行役員 コンサルティング事業担当 兼
未来創発センター長
2014年6月 同社 理事長 (～2017年6月退任)
2015年6月 東京藝術大学 客員教授 (現任)
2017年6月 NTT 都市開発株式会社 社外取締役 (2021年6月退任)
2019年4月 名古屋大学未来創造機構モビリティ社会研究所ディレクタ (現任)
2021年6月 NTT アーバンソリューションズ株式会社 社外取締役 (現任)

情報通信審議会委員 (2012年～2020年)

情報通信行政・郵政行政審議会 委員 (2021年から現任)

(4) 資格及び飛行時間又は航空従事者養成に係る経験

- ・資格：自家用操縦士 (滑) 上級、操縦教育証明 (滑)
- ・2014年6月 NPO 法人 関宿滑空場 理事
- ・2022年6月 (公財) 日本学生航空連盟 専務理事

(5) 航空法施行規則第50条の4に定める欠格事由はありません。

4. 教育施設の概要

(1) 教育施設の所在地等

- ① 日本学生航空連盟・妻沼訓練所
(所在地) 埼玉県熊谷市葛和田 1 9 7 5
TEL 0 4 8 - 5 8 8 - 0 6 9 7
(実施教育) 学科教育および実技教育
(施設内容) 別表 1 及び別図 1
- ② 日本学生航空連盟本部事務局・会議室
(所在地) 東京都港区新橋 1 - 1 8 - 2
明宏ビル本館 5 階
TEL 0 3 - 6 2 0 6 - 1 2 3 5
(実施教育) 学科教育
(施設内容) 別表 1 及び別図 1

(2) 遠隔教育

- ① 教官、訓練生が同時アクセス、映像確認が可能なインターネット電子ツールを使用する事
- ② 実施する学科教育の教科書及び参考書類が双方で確認できる事
- ③ インターネット回線が切断した場合に連絡可能なツールを確保している事
- ④ 騒音その他環境が教育の実施に適格な室内で行う事

(別表 1)

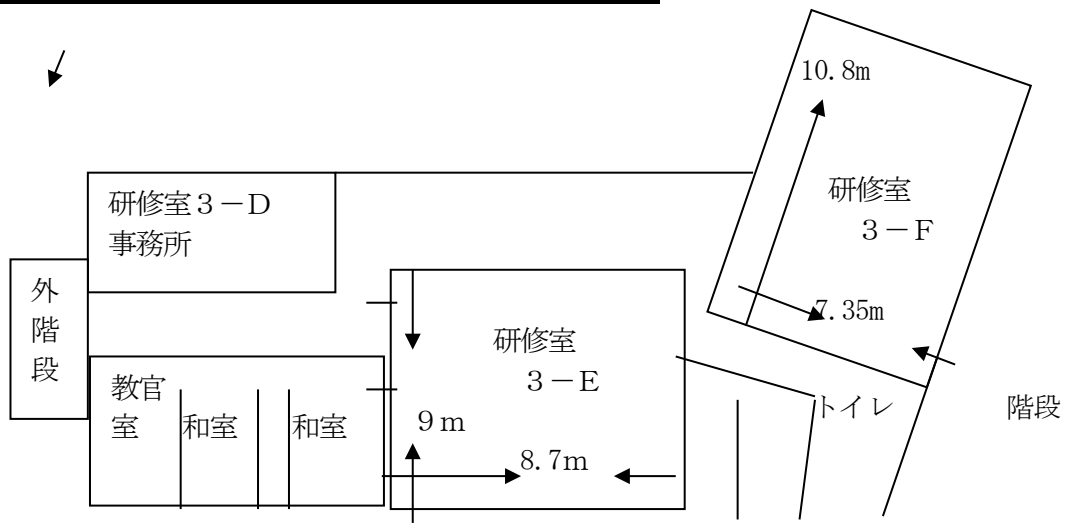
< 指定養成施設 教室一覧 >

施設名	室名	面積	定員	最大収容数	設備・数量	
妻沼訓練所	研修所研修室3-E室	78㎡	15名	40名	ホワイトボード	1基
					机、椅子	40脚
	研修所研修室3-F室	79㎡	15名	45名	ホワイトボード	1基
					机、椅子	45脚
本部事務局	本部研修室	17㎡	6名	6名	ホワイトボード	1基
					机、椅子	10脚

(別図 1)

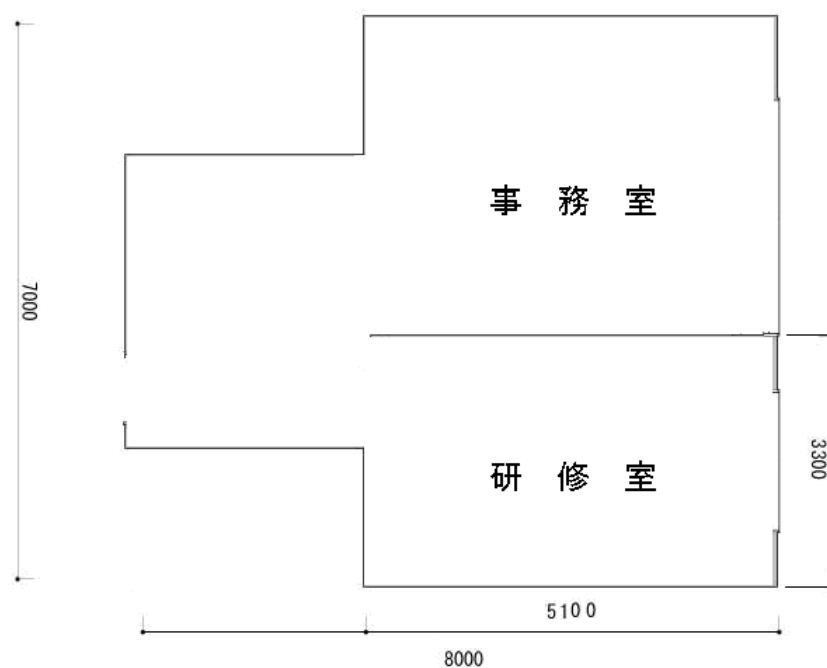
(1) 教室・ブリーフィングルーム等
妻沼訓練所 (教室)

室 名	面 積	標準養成数
研修所研修室 3-E	78 m ²	6名
研修所 " 3-F	79 m ²	6名



本部事務局研修室 (教室)

室 名	面 積	標準養成数
本部研修室	17 m ²	6名

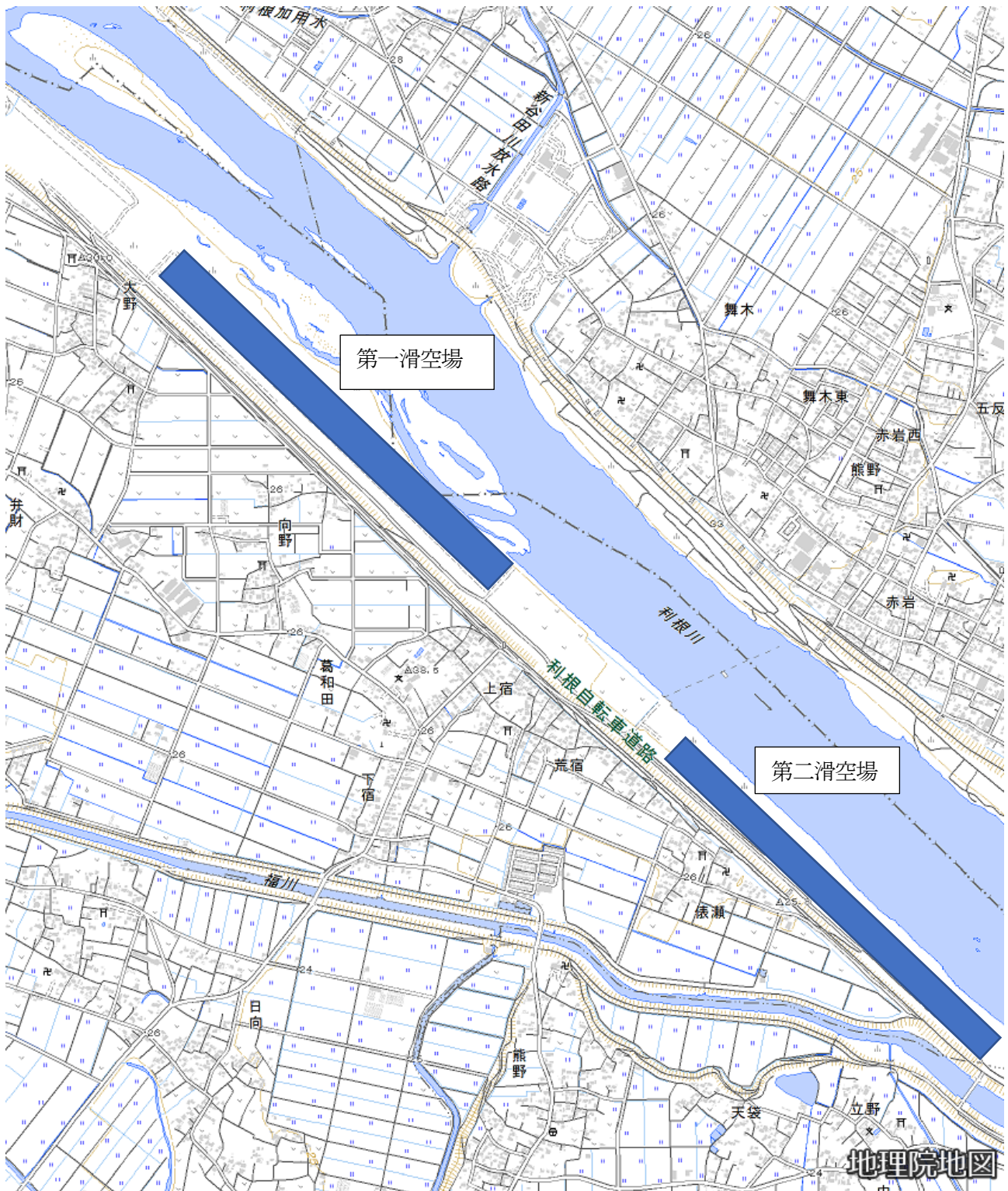


(2) 訓練滑空場及び代替滑空場

① 訓練滑空場

妻沼滑空場	埼玉県熊谷市葛和田及び俵瀬（利根川河川敷） Tel 0 4 8 - 5 8 8 - 0 6 9 7（妻沼訓練所） 5 8 8 - 0 7 5 8（　　〃　　）
（位　置）	北緯36度12分41秒　東経139度25分08秒
（滑走路）	第一　50メートル×1500メートル×2本（14－32） 第二　40メートル×1270メートル×1本（　　〃　　）
（空　域）	範囲：通常は滑走路中心から半径9km以内　A地区4,500ft、 B地区2,500ft　以下

妻沼滑空場



(3) 教材及び教育機材等

① 学科教育に使用する教材

航空法・その他使用する参考教材等

イ. 教科書及び参考書

航空法規集（航空六法）

A I P（WEB）

A I M-J

耐空性審査要領

新しい航空気象

滑翔技術

グライダー操縦の基礎

風を聴け

グライダースポーツ手帳

航空図（TCA チャート東京/成田）

使用機の飛行規程の写し

ロ. 参考資料

航空工学教室

航空機の基本技術

空中航法入門

操縦教育教本（グライダーフライングハンドブック）

飛行とからだ

ハ. 教材

滑空機及び曳航機の模型、各種図表

② 実技教育に使用する訓練装置・教材

- ・ 滑空機 日本学生航空連盟および加盟大学所有の滑空機（別表－２）
- ・ ウインチ 日本学生航空連盟および加盟大学所有のウインチ
- ・ 曳航機 航空機曳航用航空機（借用機）
 - ・ クリステン・インダストリー式 A－１型
 - ・ ダイヤモンド・エアクラフト式HK36TTC スーパーデモナ

(別表―2) 滑空機の型式並びに国籍及び登録記号

NO.	学 校 名	滑 空 機 型 式	登録記号	登録年月日	備 考
1	青山学院大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA21AG	平 19.01.10	複座
2	関東学院大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA2490	平 03.12.16	複座
3	学習院大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 13 型	JA2152	平 25.11.20	複座
4	慶応義塾大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA2472	平 03.03.28	複座
5	工学院大学	グローブ式 G103 ツインⅡ 型	JA2289	昭 56.04.25	複座
6	中央大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 13 型	JA2162	昭 49.01.25	複座
7		アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA2536	平 07.03.31	複座
8	東海大学	ユビ/アレキサンダー・シュライハー式 ASK 13 型	JA2312	昭 58.08.11	複座
9	東京工業大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 13 型	JA2243	昭 54.03.26	複座
10		アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA2453	平 02.02.28	複座
11	東北大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA40AK	平 08.12.12	複座
12		アレキサンダー・シュライハー式 ASK 13 型	JA2173	昭 49.05.30	複座
13	明治大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA21MA	平 10.03.20	複座
14		グローブ式 G103 ツインⅡ 型	JA2284	昭 56.02.18	複座
15	日本大学	ユビ/アレキサンダー・シュライハー式 ASK 13 型	JA2371	昭 61.09.25	複座
16		ユビ/アレキサンダー・シュライハー式 ASK 13 型	JA2391	平 01.05.01	複座
17		アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA21NU	平 14.03.04	複座
18	法政大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA2454	平 02.02.28	複座
19	防衛大学校	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	防大-9 号	平 07.03.31	複座
20		アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	防大-10 号	平 22.03.02	複座
21		アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	防大-12 号	平 22.12.16	複座
22	立教大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA2491	平 04.01.16	複座
23	早稲田大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA2365	昭 61.06.25	複座
24		グローブ式 グローブ G103C ツインⅢ アクロ 型	JA2506	平 04.10.26	複座
25		アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA22RW	平 09.11.13	複座
26	連盟所有機及び	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA2520	平 05.11.05	複座
27		アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA05KH	平 17.03.07	複座
28		アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA2379	昭 62.02.24	複座
29	朝日 GC	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 13 型	JA2259	昭 55.02.13	複座
30	熊 谷 市	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA211M	平 12.10.25	複座
31	九州大学	アレキサンダー・シュライハー式 ASK 21 型	JA2509	平 05.02.05	複座

5 学科教官

1. 主席学科教官

(1) 氏名及び生年月日

深田 浩（ふかだ ひろし） 1945年11月14 日生

(2) 経 歴

1969年	青山学院大学卒業
1969年～1973	青山学院大学航空部コーチ
1982年～1983年	青山学院大学航空部監督
2003年～	青山学院大学航空部コーチ 日本学生航空連盟認定指導員
2012年	日本学生航空連盟航空従事者指定養成認定教官 現在に至る

(3) 資格及び飛行時間または教育歴、経験

資格 自家用操縦士（滑空機・上級）第1035号（1965年10月取得）
 操縦教育証明（滑空機） 第217号 （1968年4月取得）
 飛行時間 滑空機上級 651H 総機長時間 620H
 教育歴等 実技教育歴 45年

(4) 任用教育修了年月日

2012年10月11日

2. 学科教官

※操縦教育証明の種類は滑空機です

氏 名	操縦教育証明	技能証明 資格	経歴	教育経験	任用教育
生年月日	番号(取得年)	番号(取得年)	卒業年度・出身校		修了年月日
土屋 宣幸	162 (1964)	自家用(滑空機)	1966年 早稲田大学	38年	2002.10.26
1944.01.23		1123(1964)			
太田 洋一	507 (1979)	自家用(滑空機)	1979年 日本大学	33年	2012.01.18
1957.03.04		7710(1978)			
八尾 正孝	673 (1984)	事業用(滑空機)	1985年 学習院大学	28年	2012.06.17
1961.10.25		A324871(2016)			
深田 浩	217 (1968)	自家用(滑空機)	1969年 青山学院大学	44年	2012.10.11
1945.11.14		1035(1965)			
小野 淳	619 (1982)	自家用(滑空機)	1969年 早稲田大学	32年	2014.09.20
1947.03.27		2217(1967)			
篠原 衛	567 (1980)	自家用(滑空機)	1981年 早稲田大学	35年	2015.07.31
1957.12.11		8514(1979)			
鈴木 道弘	538 (1980)	自家用(滑空機)	1981年 早稲田大学	36年	2016.1.13
1959.03.31		8539(1979)			
山中 康正	964 (2001)	自家用(滑空機)	2000年 立教大学	15年	2016.1.13
1976.05.06		A424438(1998)			
山口 一喜	854 (1994)	自家用(滑空機)	1994年 慶應義塾大学	23年	2017.2.27
1971.09.18		17598(1991)			
大山 光男	512 (1979)	事業用(滑空機)	1975年 法政大学	38年	2017.9.19
1951.10.06		A305585(1974)			
正野 篤士	884 (1996)	自家用(滑空機)	1995年 慶應義塾大学	22年	2018.1.15
1973.3.11		19604(1993)			
池上 毅行	1088 (2016)	事業用(滑空機)	2013年 日本大学	2年	2018.2.13
1990.07.23		A324861(2016)			
佐志田 伸夫	636 (1983)	自家用(滑空機)	1978年 東京大学	36年	2019.11.01
1955.07.11		7402(1993)			
東 和弘	1039 (2010)	自家用(滑空機)	2010年 東京大学	11年	2021.5.26
1987.10.10		A429336(2008)			
池田 弘毅	867(1995)	自家用(滑空機)	1978年 慶應義塾大学	27年	2022.2.26
1972.07.03		19603(1993)			
加藤 亮太	799(1991)	自家用(滑空機)	1991年 早稲田大学	31年	2022.8.25
1967.09.25		14571(1989)			
小島 淳	710(1986)	自家用(滑空機)	1986年 法政大学	36年	2022.10.12
1963.06.04		11951(1985)			
山田 達司	1129(2020)	自家用(滑空機)	2019年 青山学院大学	1年	2023.01.16
1996.01.10		A432616(2017)			
河野 貴	635(1982)	自家用(滑空機)	1983年 法政大学	41年	2023.01.16
1958.06.28		A409966(1981)			
緑川 倫	2349(2022)	自家用(滑空機)	2016年 慶應義塾大学	2年	2023.07.30
2000.08.03		A432971(2016)			
妓津 佳孝	648(1985)	自家用(滑空機)	1983年 法政大学	38年	2023.08.18
1960.12.17		9968(1981)			
斉藤 直	802(1991)	自家用(滑空機)	1983年 法政大学	32年	2023.09.25
1967.3.15		14874(1989)			

注) 教育経験は操縦教育証明の取得年を起算として任用教育終了時までの年数とする。

3. 学科教官任用教育

(1) 教官要件

- ・ 21歳以上であること。
- ・ 自家用操縦士技能証明（滑空機・上級滑空機）または、事業用操縦士技能証明（滑空機・上級滑空機）資格を有すること
- ・ 学科教育に係わる十分な知識及び能力を有し、十分な教育の経験があること。
- ・ 学科教育評価（年1回）が適切になされていること。（継続任用）
- ・ 定例教官会議（年1回）に出席がなされていること（継続任用）

(2) 新規任用教育

学科教官任用教育は、学科主席教官及び学科主席教官から指名された担当者が実施する。

1. 航空従事者指定養成施設に係る教育

1-1 関連法規、教育規程についての講習 3 時間

2. 教育訓練技法教育

2-1 学科教育の実施項目、教育技法、指定時間 3 時間

3. 科目のオブザーブ

3-1 学科教育のオブザーブ 10 時間

3-2 技能審査のオブザーブ 1 回

4. その他必要な教育

4-1 諸手続について（入所審査、入所手続きの要領） 1 時間

4-2 指定養成施設における不具合事例 1 時間

5. 教官任用教育修了判定の確認方法

5-1 口述審査による教育修了判定

5-1-1 教官要件

5-1-2 養成施設

5-1-3 学科教育パターン

5-1-4 諸手続

5-2 実技審査による教育修了判定

学科教育の標準パターンより科目を指定して、模擬学科教育の実施。

(3) 再任用教育

航空従事者養成施設の学科教官として任用され、能力評価未実施等による教官要件喪失の場合、5 年未満までは以下の再任用教育を実施し学科教官を再任用する。

— 科 目	教官要件喪失からの期間	
	1 年以上 2 年未満	2 年以上 5 年未満
2-1 航空従事者養成施設に係る教育講習 （関連法規・教育規程）	1 時間	3 時間
2-2 諸手続きについて講習 入所審査・入所手続きの要領	1 時間	1 時間
2-3 指定養成施設の不具合事例	—	0.5 時間
3-1 教育終了判定 口述審査	1 時間	1 時間
3-2 教育終了判定 模擬学科教育	1 回	1 回

4. 教育担当科目

別表—3 学科教育標準パターンの科目の全て

6 実技教官

1. 主席実技教官

(1) 氏名及び生年月日

太田 洋一（おおた よういち） 1957 年 3 月 4 日生

(2) 経 歴

1979年	日本大学卒
1981年	財団法人日本学生航空連盟指導員
1979年	日本大学航空部コーチ
2012年	財団法人日本学生航空連盟指定航空従事者養成施設教官
2018年～	日本大学航空部監督
	現在に至る

(3) 資格及び飛行時間または教育歴、経験

資格	自家用操縦士	(滑空機・上級滑空機)	第A407710号	(1978年取得)
	操縦教育証明	(滑空機)	第 507 号	(1979 年〃)
飛行時間	滑空機上級	1243H	総機長時間	1223H
教育歴等	実技教育歴	39 年		

(4) 任用教育修了年月日

2012 年 01 月 08 日

2. 実技教官

※操縦教育証明の種類は滑空機です

氏 名 生年月日	操縦教育証明 番号(取得年)	技能証明 資格 番号(取得年)	出身校	上級滑空機 機長時間	任用教育 修了年月日
			卒業年度		
中村 暢宏	469 (1978)	事業用(上級滑空機)	東京都立工科短期大学	4045時間	2002.10.25
1952.07.11		7069(1978)	1976年		
太田 洋一	507(1979)	自家用(上級滑空機)	日本大学	870時間	2012.01.08
1957.03.04		7710(1978)	1979年		
八尾 正孝	673(1984)	事業用(上級滑空機)	学習院大学	846時間	2012.06.17
1961.10.25		A324871(2016)	1985年		
篠原 衛	567(1980)	自家用(上級滑空機)	早稲田大学	515時間	2015.07.31
1957.12.11		8514(1979)	1981年		
鈴木 道弘	538(1980)	自家用(上級滑空機)	早稲田大学	1526時間	2016.01.13
1959.03.31		8539(1979)	1981年		
山中 康正	964(2001)	自家用(上級滑空機)	立教大学	327時間	2016.01.13
1976.05.06		A424438(1998)	2000年		
大山 光男	512(1979)	事業用(上級滑空機)	法政大学	976時間	2017.9.19
1951.10.06		A305585(1974)	1975年		
山口 一喜	854(1994)	事業用(上級滑空機)	慶應義塾大学	970時間	2017.11.06
1971.09.18		17598(1971)	1994年		
池上 毅行	1088(2016)	事業用(上級滑空機)	日本大学	292時間	2018.2.13
1990.07.23		A324861 (2016)	2013年		
正野 篤士	884(1996)	自家用(上級滑空機)	慶應義塾大学	892時間	2018.6.04
1973.3.11		19604 (1993)	1995年		
東 和弘	1039(2010)	自家用(上級滑空機)	東京大学	240時間	2020.9.14
1987.10.10		A429336 (2008)	2010年		
佐志田 伸夫	636(1983)	自家用(上空滑空機)	東京大学	409時間	2021.4.12
1955.07.11		7402 (1977)	1978年		
池田 弘毅	867(1995)	自家用(上空滑空機)	慶應義塾大学	684時間	2021.7.27
1972.07.03		19603 (1993)	1978年		
加藤 亮太	799(1991)	自家用(滑空機)	早稲田大学	845時間	2022.8.26
1967.09.25		14571 (1989)	1991年		
小島 淳	710(1986)	自家用(滑空機)	法政大学	895時間	2022.10.12
1963.06.04		11951 (1985)	1986年		
山田 達司	1129(2020)	自家用(滑空機)	青山学院大学	206時間	2023.01.16
1996.01.10		A432616 (2017)	2019年		
河野 貴	635(1982)	自家用(滑空機)	法政大学	508時間	2023.01.16
1958.06.28		A409966 (1981)	1983年		
緑川 倫	2349(2022)	自家用(滑空機)	慶應義塾大学	238時間	2023.07.30
2000.08.03		A432971 (2016)	2016年		
妓津 佳孝	648(1985)	自家用(滑空機)	法政大学	213時間	2023.08.22
1960.12.17		9968 (1981)	1983年		
斉藤 直	802(1991)	自家用(滑空機)	青山学院大学	599時間	2023.09.25
1967.3.15		14874 (1989)	1991年		

注) 機長時間は任用時の飛行時間。

3. 実技教官任用教育

(1) 教官要件

- ・ 21歳以上であること。
- ・ 自家用操縦士技能証明（滑空機・上級滑空機）または、事業用操縦士技能証明（滑空機・上級滑空機）及び操縦教育証明を有していること。
- ・ 上級滑空機による30時間以上の機長としての飛行時間を含む150時間以上の滑空機による機長としての経験を有すること。
- ・ 実技教育に係わる十分な知識及び能力を有し、十分な教育の経験があること。
- ・ 飛行技量確認（年1回）が適切に実施されていること。（継続任用）
- ・ 定例教官会議（年1回）に出席がなされていること（継続任用）

(2) 実技教官新規任用教育

1. 航空従事者指定養成施設に係る教育（学科）
 - 1-1 関連法規、教育規程についての講習 3 時間
2. 教育訓練技法教育（学科）
 - 2-1 実技教育の実施項目、実施要領、判定基準 3 時間
3. 科目のオブザーブ
 - 3-1 技能審査のオブザーブ 1 回
4. その他必要な教育
 - 4-1 教育実習 6 回（ウインチ曳航）
 - 4-2 入所審査、入所手続きの要領（学科） 1 時間
 - 4-3 指定養成施設における不具合事例 1 時間
5. 教官任用教育修了判定の確認方法
 - 5-1 口述による教育修了判定。
 - 5-1-1 教官要件
 - 5-1-2 養成施設
 - 5-1-3 実技教育パターン
 - 5-1-4 諸手続
 - 5-2 実技による教育修了判定
 - 5-2-1 担当者を訓練生と見立てて模擬実技教育を実施する。

(3) 再任用教育

航空従事者養成施設の実技教官として任用され、能力評価未実施等による教官要件喪失の場合、5年未満までは以下の再任用教育を実施し実技教官を再任用する。

— 科 目	教官要件喪失からの期間	
	1 年以上 2 年未満	2 年以上 5 年未満
2-1 航空従事者養成施設に係る教育講習 （関連法規・教育規程）	1 時間	3 時間
2-2 教育実習（実技）	1 回	2 回
2-3 入所審査・入所手続きの要領	1 時間	1 時間
2-4 指定養成施設の不具合事例	—	0.5 時間
3-1 教育終了判定 口述審査	1 時間	1 時間
3-2 教育終了判定 実技審査	1 回	1 回

4. 教育担当科目

別表—4 実技教育標準パターンの全て

(2) 〔氏 名〕 八尾 正孝 公益財団法人日本学生航空連盟 認定指導員

〔生年月日〕 1961年10月25日

〔資 格〕	自家用操縦士 (滑・上級)	第 11113 号 (1983 年 取得)
	自家用操縦士 (飛・陸単)	第 22396 号 (1995 年 ")
	自家用操縦士 (滑・動力)	第 11113 号 (1996 年 ")
	事業用操縦士 (滑・上級)	第 A324871 号 (2016 年 ")
	操縦教育証明 (滑・上級)	第 673 号 (1984 年 ")

〔飛行経歴〕 滑空機における総機長時間 1310 H
(内上級滑空機における機長時間 1310 H)

〔経歴〕 1985 年 学習院大学経済学部卒業
1985 年～2016 年 学習院大学航空部コーチ
日本学生航空連盟認定指導員
2012 年～ 日本学生航空連盟航空従事者指定養成施設教官
2016 年～ 学習院大学航空部監督
現在に至る

〔その他〕 航空法施行規則第50条の4第5号ロに掲げる欠格事由なし

(3) 〔氏 名〕 大山 光男 公益財団法人日本学生航空連盟 認定指導員

〔生年月日〕 1951年10月6日

〔資 格〕	自家用操縦士 (滑・上級)	第 4558 号 (1972 年 取得)
	事業用操縦士 (滑・上級)	第 A305585 号 (1974 年 〃)
	自家用操縦士 (滑・動力)	第 A430210 号 (2010 年 〃)
	自家用操縦士 (飛・陸単)	第 A430175 号 (2010 年 〃)
	操縦教育証明 (滑・上級)	第 512 号 (1979 年 〃)

〔飛行経歴〕 滑空機における総機長時間 1735 H
(内上級滑空機における機長時間 1665 H)

〔経歴〕	1975年	法政大学法学部法律学科卒業
	1979年	法政大学航空部 操縦教員
	2009年～	日本学生航空連盟認定指導員
	2017年～	日本学生航空連盟航空従事者指定養成施設教官 現在に至る

〔その他〕 航空法施行規則第50条の4第5号ロに掲げる欠格事由なし

8 教育の内容及び方法

(1) 教育計画

①

課 程	学科教育	実技教育	技能審査
教 育 時 間	10時間	ウインチ曳航による教育 13回 航空機曳航による教育 8回	2回
教 育 内 容	別表3	別表4	9. 技能審査の方法
教 育 期 間	標準4週間（最大8週間）		
教 育 場 所	別表1	教育規程4. (2) 訓練滑空場	

②

入所	学科教育	実技教育	修了
入所審査			技能審査

※入所審査は、入所審査報告書（様式14-1）及び入所審査要領・成績表（様式14-2）により実施される。

(2) 教育の方法

- 1 時間、回数等は、学科及び実技、各「標準パターン」による。
- 2 実技教育パターンは、ウインチ曳航による教育又は航空機曳航による教育のいずれか一方の曳航方法とし、別表4の実施要領により実施する。
- 3 実技教育パターンの科目3. 総合演習は、1. 操作、場周飛行、離着陸 2. 緊急操作の科目が全て終了後に実施する。3. 総合演習の訓練に入る直前の訓練にて、担当教官は単独訓練が実施できるかどうかの確認を実施する。
- 4 学科教育時間は1日5時間、実技教育は1日4回を最大とする。
- 5 学科教育は教育施設による講義方式、又は講義を遠隔で実施する方式とする。但し、遠隔教育を実施した場合においても、学科教育終了試験は教育施設内の講義方式で実施する。
- 6 1コースの標準教育期間は4週間とし、最大8週間とする。

(3) 教育の状況の把握及び報告の方法

- 1 教官は訓練生の教育の状況を把握するため、所定のレベルに達しているか以下のとおり評価を実施する。

（学科教育）

全ての学科教育科目の修了時に学科教育修了試験成績表（様式9-1-2）により、口述で修了試験を行い、成績が操縦士技能審査実施細則（別表6）の判定基準に基づいて「良」又は「否」により判定し、全科目の実施項目で「良」の時は合格とする。

（実技教育）

一回の飛行訓練毎に担当教官による評価を受け、「良」又は「否」により判定し「良」を合格とする。

- 2 教官は教育を実施した都度、学科教育については学科教育実施記録表（様式9-1-1）及び学科教育修了試験成績表（様式9-1-2）、実技教育については実技教育実施記録表（様式9-2又は9-3）及び実技教官引継表（様式9-6または9-7）に実施年月日及び①に定める評価を記入且つ署名し、全ての教育修了後、学科・実技教育毎に主席学科教官及び主席実技教官に報告する。
主席学科教官及び主席実技教官は、所定の教育が実施されていることを確認し、学科教育実施記録表、学科教育修了試験成績表、実技教育実施記録表及び実技教官引継表を管理者へ提出する。

(4) 追加教育

学科教育において、「学科教育の標準パターン（別表―3）」の5. 試験で口述による模擬試験を実施し、科目の実施項目で判定基準に達していない場合、実技教育においては、「実技教育パターン（別表―4）」の科目を実施し、操縦士技能審査実施細則の判定基準に達していないなど、訓練生が所定のレベルに達していないと判断した場合、教官は、主席学科教官又は主席実技教官と協議のうえ、所定シラバスの内、学科教育では2時間、実技教育ではウインチ曳航コースの場合3回（航空機曳航コースでは2回）の範囲内で追加教育を実施することが出来る。ただし、技能審査で不合格になった場合に行われる再教育時間は含まない。

(5) 補習の基準

- 1 学科、実技教育とも欠席時間・回数の100%を補習する。
- 2 「実技教育の標準パターン」総合演習の単独訓練までに、1. 「空中操作、場周飛行、離着陸、緊急操作の各科目について、規定の回数を飛行したが、実施できない科目の内容が残った場合(例えば曳航不調で必要な高度が取れず、科目の内容の全て又は、いずれかが実施ができず、その後のにおいても規定の回数内で内容の実施ができなかった場合等)は補習する。

(6) 教育の中止

次に該当する訓練生については、指定養成における教育を中止する。

- 1 追加教育の時間が(4)に定める時間を超えたとき。
- 2 技能審査を2回受審してこれに合格しなかったとき。
- 3 教育期間が8週間を越える場合は、当該教育を中止する。ただし、教育を全て修了し、天候不良などにより技能審査が行えない場合は、8週間を越えて、技能審査の全てが終了するまで延長することができる。
- 4 疾病、その他管理者が必要と認めたとき。

(7) 編入の基準

管理者が引き続き教育を行うことが適当であると認めた場合、かつ、教育が中止となった時点で、所属していたコースに復帰することが困難な場合に、以下を基準として編入手続きを行う。

- 1 教育期間内に100%補習が出来ないと管理者が判断した時。
- 2 編入した訓練生については、既に履修した学科教育及び実技教育を最大限として、次期以降のコースで学科および実技教育を履修したものとする。
- 3 ただし、(6)教育の中止の1、2、3、のケースは編入できない。

(8) 補備教育の基準

所定の学科教育・実技教育を全て修了し、天候不良、機材の不調、健康上の問題等から技能審査を受けるまでの期間が7日以上経過した場合、教官は主席実技教官と協議し、1回を限度として補備教育（実技飛行）を実施することができる。又は、単独飛行訓練1回目と2回目の間が7日以上経過した場合「単独飛行に係る安全基準」（空乗第2103号 平成9年12月18日）に従い単独飛行を実施させる前に教官の技能認定（同乗実技飛行）を受ける。

(9) 再教育の基準

- 1 教官は訓練生が1回目の審査不合格の場合、主席教官・技能審査員と協議の上、再教育計画書（不合格理由、再教育科目、回数）を作成、再教育を実施し2回目の受審機会を設定することができる。
- 2 再教育計画書は主席教官から管理者へ提出する。

(10) 技能審査員の兼務禁止等

技能審査員が教育した訓練生の技能審査は、別の技能審査員が行う。

(別表－３) 学科教育の標準パターン

科 目	実 施 内 容	教育時間
1. 運航に必要な知識 1-1 一般航空知識	1. 有視界飛行方式に関する諸規則の概要 2. 使用滑空場、周辺の地形及び障害物 3. 飛行場（滑空場）標識施設の特性と利用法の概要 4. 捜索救難に関する規則の概要 5. 航空法規、告示、その他運航に必要な事項	1 時間
1-2 航空機事項	1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統、諸装置、諸装備及び故障時の処置 3. 通常操作及び緊急操作の手順	1 時間
2. 飛行前作業 2-1 証明書、書類	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書 航空日誌等必要な書類の有効性の確認 2. 航空日誌等により滑空機の整備状況の確認	0.5 時間
2-2 重量、重心位置	1. 審査に使用する滑空機の重量重心位置表の使用要領	0.5 時間
2-3 航空情報	1. 必要な航空情報の入手、飛行に関連のある事項を解説、 航空図の知識 2. 航空交通管制方式の概要 3. 航空保安無線施設の特性と利用法の概要	1 時間
2-4 気象情報	1. 必要な気象情報入手、天気概況、滑空場、飛行場及び使用空域の実況、予報 2. 滑空気象、上昇気流の予測	1 時間
2-5 滑空機の組立、 飛行前点検	1. 滑空機の組立・分解要領、地上取り扱い要領 2. チェックリストの内容及び使用要領 3. 使用機の外部、内部点検要領 4. 離脱装置、曳航索及び曳航索安全装置の知識 5. バラスト他、積載物の安全性 6. 曳航者との打ち合わせ要領	1.5 時間
3. 操縦法及び緊急処置	1. 場周飛行及び離着陸（横風及び背風着陸を含む） 2. 各種空中操作 3. 各種緊急操作要領（曳航不調、場外着陸他） 4. ソアリング要領 （サーマル、リッジ・スロープ、ウエーブ） 5. 計画力、判断力及び状況認識	1.5 時間
4. 航空衛生	1. 航空医学一般 2. 応急処置・救急法 3. 人間の能力及び限界に関する事項	1 時間
5. 試 験	1. 口述による修了試験	1 時間
合 計 時 間		10 時間

(別表－４) 実技教育の標準パターン

科 目	内 容	ウインチ曳航		航空機曳航	
		同 乗	単独・機長	同 乗	単独・機長
空 中 操 作 および 場周離着陸	低速飛行 最良滑空比速度による滑空 最小沈下速度による滑空 地上目標を中心とした旋回 各種失速と回復 急旋回、各種ソアリング要領 場周経路の飛行、 通常及び横風離着陸、 横滑りからの着陸、 背風着陸要領、 各曳航要領	8回		4回	
緊 急 操 作	索 切 れ 各種曳航不調時の処置 場外着陸要領	2回		1回	
総 合 演 習	単独訓練、技能査定	1回	単独 2回	1回	<u>単独 2回</u>
技 能 審 査			機長 2回		機長 2回
計	滑 空 回 数	11回	4回	6回	4回
合 計		15回 (90分)		10回 (150分)	

※ウインチ曳航 1 回の滑空時間は平均 6 分、航空機曳航 1 回の飛行時間は平均 15 分とする。

※曳航方法のパターンは、「別表 4－1」及び「別表 4－2」のとおり。

※実施方法及び評価の詳細は、実技教育の実施手順及び実技教官引継表の記入要領（様式 9－7）のとおり。

※科目の内容が規定の回数で実施できない場合は補習を実施する。

(別表—4—1)

実技教育の標準パターン（ウインチ曳航）

科 目 (計画回数)	飛行回数	同乗教育	機長又は 単独飛行	実 施 項 目
各飛行共通				1. 発航準備 2. 通常離陸又は横風離陸 3. ウインチ曳航による上昇、離脱 4. 場周経路の飛行
1. 空中操作 場周飛行 離着陸 (同乗8回) (気象条件によ り科目の組み合 わせは変更でき る。 選択式の科目 は、最低1回以 上実施する。)	第1回目	○		1. 失速1 2. 低速飛行 3. 通常又は横風着陸
	第2回目	○		1. 失速1 2. 最良滑空比速度による滑空 3. 通常又は横風着陸
	第3回目	○		1. 失速2 2. 地上目標を中心とした旋回 3. 通常又は横風着陸
	第4回目	○		1. 失速2 2. 地上目標を中心とした旋回 3. 通常又は横風着陸
	第5回目	○		1. 失速3、失速4 2. 最小沈下速度による滑空 3. 横滑りからの着陸
	第6回目	○		1. 失速3、失速4 2. ソアリング又は急旋回 3. 通常又は背風着陸
	第7回目	○		1. 失速(2種類) 2. ソアリング又は急旋回 3. 通常又は背風着陸
	第8回目	○		1. 空中操作科目組み合わせ 2. 通常又は背風着陸
2. 緊急操作 (同乗2回)	第9回目	○		1. 曳航不調又は索切れ処置
	第10回目	○		2. 場外着陸要領
3. 総合演習 単独訓練 技能査定 (単独2回) (同乗1回)	第11回目		○(単独)	1. 単独訓練(1) 2. 科目組合せ 3. 指定地着陸
	第12回目		○(単独)	1. 単独訓練(2) 2. 科目組合せ 3. 指定地着陸
	第13回目	○		1. 技能査定 2. 審査要領 3. 指定地着陸
4. 技能審査	第14回目		○(機長)	1. 技能審査員が同乗して実施
	第15回目		○(機長)	1. 技能審査員が同乗して実施
計	15回	11回	4回	

(別表— 4 — 2)

実技教育パターン（航空機曳航）

科 目 (計画回数)	飛行回数	同乗教育	機長又は 単独飛行	実 施 項 目
各飛行共通				1. 発航準備 2. 通常離陸又は横風離陸 3. 航空機曳航追従、航空機曳航離脱 4. 場周経路の飛行
1. 空中操作 場周飛行離着陸 (同乗4回) (気象条件によ り課目の組み 合わせは変更 できる。 選択式の科目 は、最低1回 以上実施す る)	第1回目	○		1. 失速1、失速2 2. 低速飛行、最良滑空比速度による滑空、 3. 通常又は横風着陸
	第2回目	○		1. 失速1、失速2 2. 最少沈下速度飛行による滑空、 地上目標を中心とした旋回 3. 通常又は横風着陸
	第3回目	○		1. 失速3、失速4 2. 地上目標を中心とした旋回 3. 横滑りからの着陸
	第4回目	○		1. 失速3、失速4 2. ソアリング又は急旋回 3. 通常又は背風着陸
2. 緊急操作 (同乗1回)	第5回目	○		1. 曳航不調又は索切れ処置 2. 場外着陸要領
3. 総合演習 単独訓練 (単独2回) 技能査定 (同乗1回)	第6回目		○ (単独)	1. 単独訓練 (1) 2. 科目組合せ 3. 指定地着陸
	第7回目		○ (単独)	1. 単独訓練 (2) 2. 科目組合せ 3. 指定地着陸
	第8回目	○		1. 技能査定 2. 審査要領 3. 指定地着陸
4. 技能審査	第9回目		○ (機長)	1. 技能審査員が同乗して実施
	第10回目		○ (機長)	1. 技能審査員が同乗して実施
計	10回	6回	4回	

9. 技能審査の方法

(1) 審査の科目及び判定基準

別表－5「技能審査実施基準」および別表－6「技能審査実施細則」による。

(2) 審査を行う時期

学科教育、実技教育ともに修了したときとする。

(3) 審査実施の要件

学科、実技とも、8教育の内容及び方法に定める所定の教育を修了し、かつ担当教官が技能審査を受けるに必要な能力を有すると認めた者であること。なお、担当教官が技能審査を受けるに必要な能力を有すると認めた者とは、全ての科目修了時に実施する学科教育の試験に合格し、かつ実技教育科目「総合演習」の最終回の飛行訓練（技能査定等）において合格した者をいう。

(4) 審査実施要領

審査は、別表－5「技能審査実施基準」、別表－6「技能審査実施細則」による。

(5) 成績の判定

技能審査において実施すべき全科目を終了し、その成績が判定基準に達しているとき、合格とする。

(6) 再審査を行う場合の方法及び基準

技能審査に不合格となった者で、担当教官が主席学科教官及び主席実技教官と協議して定めた再教育を受け、担当教官が再審査を受けるに必要な能力を有すると認める者については、1回を限度として再審査を行うことができる。

(7) 審査結果の報告

技能審査員は審査の結果を技能審査成績報告書に記入し、すみやかに管理者に報告しなければならない。所見欄には、技能審査員の所見を記入するものとし、不合格の判定を下したときは、必ずその具体的理由を記さなければならない。

(別表－５)

操縦士技能審査実施基準

1. 総 則

- 1－1 指定養成施設技能審査員（以下「審査員」という。）が教育規程に基づき技能審査を行う場合は、この基準によるものとする。
- 1－2 技能審査は自家用操縦士（滑空機・上級滑空機）の技能証明について行う。
- 1－3 審査員は、技能審査に先立ち、受審者に次の各号の提示を求め、それぞれについて有効性、所定の教育を修了していることを確認しなければならない。
 - 1－3－1 操縦練習生にあつては航空機操縦練習許可書、航空従事者にあつては技能証明及び航空身体検査証明書
 - 1－3－2 航空機乗組員飛行日誌
 - 1－3－3 学科試験合格通知書
 - 1－3－4 指定養成施設教育記録
- 1－4 技能審査は口述審査及び実技審査とし、原則として口述審査を先に行うものとする。但し、気象予報、飛行場の運用時間等を勘案し、審査員が必要と認めた場合、又は実技審査の後に追加して行う必要がある場合は、この限りではない。
- 1－5 技能審査には、受審者に操縦の教育を行い、受審者の技能が所定の水準に達していることを証明した教官を立ち会わせるものとする。但し、止むを得ない事由があると認められる場合は、この限りではない。

2. 口述審査

- 2－1 口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、操縦士技能審査実施細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。
- 2－2 口述審査において受審者が次の各号の１に該当するときは技能審査を停止するものとする。
 - 2－2－1 知識が判定基準に満たないことが明らかになったとき。
 - 2－2－2 他の者から助言を受けたとき。
 - 2－2－3 その他不正な行為を行ったとき。

(別表－５)

3. 実技審査

3－1 実技審査において行うべき科目の実施（判定）要領及び判定基準は、細則に定めるところによる。

3－2 技能審査に使用する航空機の要件は、次のとおりとする。

3－2－1 現に有効な耐空証明を有すること。

3－2－2 審査員が同乗して技能審査を行うことができるものであること。

3－2－3 審査科目に対応できる装置等を有すること。

3－2－4 ピストと連絡できる無線電話機搭載していること。

3－2－5 操縦装置等は、受審者及び審査員が容易に操作できるものであること。

3－4 実技審査科目のうち、可能なものについては、2科目以内に限り、他の科目と組み合わせて行うことができる。

3－5 再操作は全科目を通じて1回を限度とする。但し、じょう乱等の気象状態又は航空管制の事由に起因するもののため、合否の判定が不明確な場合はこの限りではない。

3－6 実技審査において受審者が次の各号の1に該当する場合は技能審査を停止するものとする。

3－6－1 技能が判定基準に満たないことが明らかになったとき。

3－6－2 航空法等に違反する行為があったとき。

3－6－3 危険な操作を行ったとき。

3－6－4 他の者から助言又は補助を受けたとき。

3－6－5 その他不正な行為を行ったとき。

4. 成績の判定

4－1 実技審査において、受審者が技能審査を辞退した場合又は「2－2」あるいは「3－6」に該当するときは不合格と判定する。

4－2 技能審査において、受審者が所定の科目を終了し、総合能力を含む全ての科目が判定基準に達しているときは合格と判定する。但し、受審者が細則に定める判定基準から逸脱した場合であっても、そのときの状況及びその後の修正操作又は回復操作の適否を考慮し、総合的に操縦士とし

(別表－５)

ての技能に信頼性があると認められるときは合格と判定する。

(注)「操縦士としての技能に信頼性がある」とは、科目の判定基準からの逸脱が連鎖したり頻発したりせず、且つ、細則に定める総合能力の判定基準を満足している場合をいう。

操縦士技能審査実施細則

自家用操縦士（滑空機）

Ⅰ．一 般

1. 滑空機（上級）に係る自家用操縦士の技能審査を行う場合は操縦士技能審査実施基準（別表－５）及びこの細則（別表－６）によるものとする。
2. 「Ⅲ．実技審査」の実施要領に「口述」とあるのは、発航準備中及び運航中に状況を模擬に設定し、その処置を口頭により説明させ又は模擬操作を行わせることを意味する。
3. 上級滑空機の実技審査は、複座の上級滑空機で原則として２回の飛行で行うものとする。ただし獲得高度が低く実技審査を完了できない場合は、すべての科目を実施するまで飛行するものとする。
4. 自動車曳航による上級滑空機の実技審査は行わない。

Ⅱ．口述審査

口述審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

１．運航に必要な知識			
（目 的） 運航に必要な一般知識及び審査に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
番 号	科 目	実 施 要 領	判 定 基 準
1－1	一 般 知 識	次の事項について質問し、答えさせる。 １．有視界飛行方式に関する諸規則の概要 ２．航空交通管制方式の概要 ３．航空保安無線施設の特性と利用法の概要 ４．空港等（滑空場）標識施設の特性と利用法の概要 ５．搜索救難に関する規則の概要 ６．人間の能力及び限界に関する事項 ７．その他運航に必要な事項（救急用具の取り扱いを含む。）	質問事項に概ね答えられること。

1－2	航空機事項	審査に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統、諸装置及び諸装備 次の中から３系統以上とし、故障した場合の処置を含む。 (1)操縦系統 (2)着陸装置 (3)電気系統 (4)計器類 (5)通信装置 (6)発動機（上級滑空機を除く。） (7)その他（火災・煙の制御を含む。） 3. スピンの認識及び回復要領 4. その他必要な事項	質問事項に概ね答えられること。
-----	-------	--	-----------------

Ⅲ. 実技審査

実技審査において行うべき科目の実施要領及び判定基準は、次表のとおりとする。

2. 飛行前作業			
(目 的) 飛行前に機長が行うべき準備作業と確認事項の実施について判定する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
2－1	証明書・書類	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書、航空日誌等必要な書類の有効性を確認させる。 2. 飛行日誌等により滑空機の整備状況を確認させる。	1. 必要な証明書、書類の有効性を確認できること。 2. 航空日誌の記載事項を解説でき、必要事項を確認できること。
2－2	重量・重心位置	1. 審査に使用する航空機の重量及び重心位置を重量・重心位置表等を用いて確認させ、質問に答えさせる。	1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。 2. 質問事項に概ね答えられること。
2－3	航空情報・気象情報	1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させ、質問に答えさせる。 2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等（滑空場）及び使用する空域の実況及び予報について説明させ、質問に答えさせる。	1. 航空情報を理解できること。 2. 天気図等を使用し、天気概況の説明ができること。 3. 各種の気象通報式の解読ができること。 4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否についての的確な判断ができること。 5. 質問事項に概ね答えられること。
2－4	組立	組立を行わせる。 (注)すでに組立が完了している航空機を実技審査に使用する場合にあっては、口述により実施することができる。	1. 組立に適した場所で、作業補助者を指揮して組立が行えること。 2. 飛行規程等に定められた所定の組立が行えること。 3. 安全に対する配慮がなされていること。 4. 有資格整備士の確認が必要な型式の航空機の場合には確認が受けられること。
2－5	地上取扱	作業補助者を指揮して航空機の方法転換、移動、係留等の地上取扱を行わせる。 (注)口述により実施することができる。	1. 地上取扱が適切に行えること。 2. 安全に対する配慮がなされていること。
2－6	飛行前点検	1. 外部点検及び 内部点検を行わせる。 2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問に答えさせる。	1. 飛行規程等に定められた所定の点検ができること。 2. 安全に対する配慮がなされていること。 3. 質問事項に概ね答えられること。

3. 空港等（滑空場）及び場周経路における運航			
(目 的) 空港等（滑空場）及び場周飛行における運航について判定する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
3－1	発 航 準 備	1. 曳航前の打合せを行い、安全上の基準の確認を行わせる。 2. 運航に必要な情報を入手し、発航準備を完了させる。 3. 発航の可否を判断させ、所定の方法により運航関係者に連絡させる。	1. 曳航前の打合せで安全上の基準が確認され、所定の事項について打ち合わせが正確に行われていること。 2. 運航に必要な情報が入手でき、発航準備を定められた手順によって完了できること。 3. 発航準備の可否を判断し、運航関係者に連絡できること。
3－2	場 周 経 路 の 飛 行	1. 所定の経路を適切な高度と速度で飛行させる。 2. 先行機と適切な安全間隔を設定して飛行させる。	1. 場周経路を正しく飛行できること。 2. 先行機との間隔が適切に設定できること。 3. 円滑で釣り合いのとれた操作で滑空できること。 4. 速度は意図した速度の±18キロメートル／時、進路は意図した進路の±10度以内の変化であること。

4. 各種離陸及び着陸			
(目 的) 各種離陸及び着陸について判定する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
4－1	曳 航 に よ る 離 陸	曳航による通常離陸及び横風中の離陸を行わせる。	1. 適正な方向を概ね維持できること。 2. 適正な飛行速度が得られたときに浮揚できること。 3. 速度超過、速度低下又はポーポイジングに対して機を失せずに適切な修正操作が行えること。 4. 適正な航跡を概ね維持できること。
4－2	滑 空 に よ る 着 陸	1. 滑空による通常着陸及び横風中の着陸を行わせる。 2. 最終進入速度は製造者が定めた推奨最小進入速度に風速勾配を考慮したものとする 3. 指定された地点に接地させる。	1. 進入速度は±9キロメートル／時以内の変化であること。 2. 適切な横風修正ができること。 3. 抗力増大装置を使用して適切に降下角を調整できること。 4. 3 舵を適切に操作し、最終進入経路を正しく進入できること。 5. 指定された地点から前方 60 メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。 6. 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。

５．曳航による飛行			
(目 的) 曳航及び曳航索からの離脱について判定する。 (注) 上級滑空機の実技審査では（５－１）又は（５－２）のいずれかを実施する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
５－１	ウインチ曳航による飛行	ウインチ曳航により上昇し曳航索を離脱させる。	１．適正な方向を維持できること。 ２．適正な初期上昇姿勢が確立できること。 ３．適正な航跡を維持できること。 ４．適正な操作により曳航索の離脱が行えること。 ５．曳航索の離脱の確認が行えること。
５－２	航空機曳航による飛行	航空機曳航による上昇及び旋回を行い、離脱させる。	１．離陸時に曳航機より過度に高くないこと。 ２．適正な追従位置を維持できること。 ３．曳航索の張力を適正に保持して追従でき、たるみに対して、機を失せず適切な修正操作が行えること。 ４．曳航索の離脱操作、離脱の目視による確認、空域の安全確認が行えること。 ５．曳航機との安全間隔が確保できること

6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作			
(目 的) 飛行姿勢及び速度の大きな変化を伴う各種操作について判定する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
6－1	低 速 飛 行	操縦可能な最小速度で直線滑空及び旋回を行わせる。	1. 円滑で釣り合いのとれた操作であること。 2. 速度は＋9キロメートル／時、－5キロメートル／時、針路は±10度、傾斜角は±10度以内の変化であること。 3. 失速させないこと。
6－2	失速と回復操作	次の飛行状態における失速とその回復操作を行わせる。 (注1) 初期失速及び完全失速をそれぞれ1回ずつ実施させる。 (注2) 飛行状態の組み合わせは被審査者に決定させる。 1. 進入形態/旋回中/抗力増大装置又はフラップ閉/初期失速又は完全失速 2. 着陸形態/直線滑空中/抗力増大装置又はフラップ開/初期失速又は完全失速	1. 回復操作ができること。 2. 2次失速を起こさせないこと。 3. 著しく不安定な姿勢とならないこと。
6－3	急旋回	1. 適切な最小沈下速度を選定し、斜角45度で右又は左の360度旋回を行わせる。	1. 円滑で釣り合いのとれた操作であること。 2. 速度は±18キロメートル／時、停止時の針路は±10度以内の変化であること。 3. 傾斜角の維持が適切であること。
6－4	最良滑空比速度による滑空	大気の状態に対応した最良滑空比速度で直線滑空を行わせる。	1. 大気の状態に対応した適切な最良滑空比速度を選定できること。 2. 選定した速度から±9キロメートル／時以内の変化であること。

7. ソアリング			
(目 的) 各種ソアリングにおける操作について判定する。 (注) 各種ソアリングにおける操作について口述で実施する。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
7－1	ソ ア リ ン グ	各種ソアリングに関する操作について質問し答えさせる。 1. サーマル・ソアリング 2. リッジ・アンッド・スロープ・ソアリング 3. ウェーブ・ソアリング	付録に示すソアリングを行うために必要な能力に関する質問事項に概ね応えられること。

８．異常時及び緊急時の操作			
(目 的) 各種異常時及び緊急時の判断及び操作について判定する。 (注) 各種異常時及び緊急時の判断及び操作は口述によって判定することができる。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
８－１	曳航中の異常時及び緊急時の操作	次の曳航中の異常時及び緊急時の操作のうち、１種類以上行わせる。 １．曳航索の追い越し ２．曳航索切れ ３．曳航中のポーポイズィング ４．曳航速度の超過又は低下 ５．曳航機の動力装置故障 ６．曳航索の離脱不能	異常時及び緊急時の判断及び操作が適切であること。
８－２	諸系統又は装置の故障	次の諸系統又は装置の故障時の操作のうち、１種類以上行わせる。 １．操縦系統 ２．着陸装置 ３．電気系統 ４．計器類 ５．通信装置 ６．その他（火災・煙の制御を含む。）	異常時及び緊急時の判断及び操作が適切であること。
８－３	場外着陸	滑空中の予期しない高度低下の状況を設定し、場外着陸地点を選定して進入する場合の操作（背風着陸が必要となった場合の操作を含む。）を行わせる。 (注) 口述で行う。	１．場外着陸に適した地点が選定でき、場外着陸に必要な操作が行なわれること。 ２．場外着陸が可能な目測及び速度であること。 ３．背風着陸の操作について説明できること。

9. 航空交通管制機関またはピストとの連絡			
(目 的) 航空交通管制機関またはピストとの連絡について判定する。 (注) 航空交通管制機関等との連絡が可能な無線電話を装備していない場合は、グライダー専用周波無線などを使用しピストと交信できること。 最寄りの管制機関との調整について理解していること。			
番 号	科目	実 施 要 領	判 定 基 準
9－1	管制機関等との連絡	所定の方法により管制機関等またはピストと無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受ける。	所定の方法により交信でき、必要な情報及び許可を入手できること。

10. 総合能力			
(目 的) 技能審査の全般にわたり、規定類を遵守し、積極性を持ち、航空機及びその運航の状況を正しく認識して安全に飛行できる自家用操縦士としての総合能力について判定する。			
番 号	科目	判 定 要 領	判 定 基 準
10－1	計画力・判断力	飛行全般にわたって、先見性をもって飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において、適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して安全に飛行を継続するとともに、予期される危険を回避できること。
10－2	状況認識	1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を正しく認識し安全に飛行できること。 2. 積極性を持ち、状況を正しく認識できること。
10－3	規則の遵守	運航に必要な規則、規定類の遵守について判定する。	規則、規定類を遵守できること。

IV. 付録

1. ソアリングを行うために必要な能力		
番 号	科目	
1－1	サーマル・ソアリング	1－1－1. サーマルの存在の兆候を確認できること。 1－1－2. サーマルの構造を知り、サーマルに入域するための適切な進入の方向を決定できること。 1－1－3. 円滑で釣り合いのとれた操作でサーマル内にとどまれるように計画できること。 1－1－4. サーマルから逸脱した場合に、適切な操作でサーマルに再入域できること。 1－1－5. 地形、風向風速、他の航空機に対する注意を怠らないこと。 1－1－6. サーマルとサーマルの間において適切な滑空速度を維持できること。
1－2	リッジ・アンド・スロープ・ソアリング	1－2－1. 地形及び風向風速の条件によって発生する地形上昇流の存在を認識できること。 1－2－2. 上昇流域に適切に入域できること。 1－2－3. 対地高度を判断して地形からの安全な距離を維持できること。 1－2－4. 円滑で釣り合いのとれた 操作で上昇流域にとどまれるように計画できること。 1－2－5. 上昇流域から逸脱した場合に、適切な操作で上昇流域に再入域できること。 1－2－6. 地形、風向風速、他の航空機に対する注意を怠らないこと。 1－2－7. 適切な滑空速度を維持できること。 1－2－8. リッジを横断する場合の操作が適切であること。
1－3	ウェーブ・ソアリング	1－3－1. ウェーブによる上昇流域を判断して適切に入域できること。 1－3－2. 円滑で釣り合いのとれた操作で上昇流域にとどまれるように計画できること。 1－3－3. 上昇流域から逸脱した場合に、適切な操作で上昇流域に再入域できること。 1－3－4. 地形、風向風速、他の航空機に対する注意を怠らないこと。 1－3－5. 大規模な乱気流の発生する可能性のある空域を予測してその空域を回避できること。 1－3－6. 適切な滑空速度を維持できること。 1－3－7. 必要に応じて航空交通管制機関との調整が行えること。

V. 「実技教育の標準パターン」にある訓練科目の実施要領及び達成基準

番 号	科目	実 施 要 領	達 成 基 準
1－1	横滑りからの着陸	1. 最終進入においてフォワード・スリップを行い、対地高度 60 メートル以上で通常の進入態勢に戻して着陸する。 2. 抗力増大装置及びフラップは使用制限がある場合を除いて使用する。 3. 指定された地点に接地する。	1. 初期失速のバフェットを起こさないこと。 2. 3 舵を適切に操作し、最終進入経路に正しく進入できること。 3. 指定された地点から前方 60 メートルを超えない範囲内に安全な姿勢で接地できること。 4. 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。
1－2	最小沈下速度による滑空	最小沈下速度で直線滑空を行う。	速度は± 9 キロメートル／時以内の変化であること。
1－3	地上目標を中心とした旋回	地上目標を中心として、航跡が目標から概ね等距離となるよう適宜傾斜角を修正しながら左又は右の 360 度旋回を行う。旋回経路は無風状態で傾斜角を 25 度の航跡とし、経路調整のための傾斜角の最大は 45 度とする。	1. 所定の経路を滑空できること。 2. 操作は柔軟円滑で、滑空機の操縦と地上の航跡の両方に対して注意分配が良くできること。 3. 極端な急旋回とならないこと。 4. 最低安全高度以下で飛行しないこと。
1－4	背風着陸	受審者は索切れ、場外着陸等において背風着陸が必要となった場合の操作について説明する。 (注) この科目は口述によってのみ実施する。	背風着陸の操作について説明できること。

学科教育実施記録表

氏名		大学	年生	年	・第	期	コース
科 目 (教育時間)	実 施 項 目	日時	教育 時間	学科教官 署 名			
1. 運航に必要な知識 1-1 一般航空知識 (1時間)	1. 有視界飛行方式に関する諸規則の概要 2. 使用滑空場、周辺の地形及び障害物 3. 飛行場(滑空場)標識施設の特性と利用法の概要 4. 搜索救難に関する規則の概要 5. 航空法規、告示、その他運航に必要な事項	／ ～					
1-2 航空機事項 (1時間)	1. 性能、諸元、運用限界 2. 諸系統、諸装置、諸装備及び故障時の処置 3. 通常操作及び緊急操作の手順	／ ～					
2. 飛行前作業 2-1 証明書、書類 (0.5時間)	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等 指定書、航空日誌等必要な書類の有効性の確認 2. 飛行日誌等により航空機の整備状況の確認	／ ～					
2-2 重量、重心位置 (0.5時間)	1. 審査に使用する滑空機の重量・重心位置表の 使用要領	／ ～					
2-3 航空情報 (1時間)	1. 必要な航空情報の入手、飛行に関連のある事 項を解説、航空図の知識 2. 航空交通管制方式の概要 3. 航空保安無線施設の特性と利用法の概要	／ ～					
2-4 気象情報 (1時間)	1. 必要な気象情報入手、天気概況、滑空場、飛 行場及び使用空域の実況、予報 2. 滑空気象、上昇気流の予測	／ ～					
2-5 滑空機の組立 飛行前点検 (1.5時間)	1. 滑空機の組立・分解要領、地上取り扱い要領 2. チェックリストの内容及び使用要領 3. 使用機の外部、内部点検要領 4. 離脱装置、曳航索及び曳航索安全装置の知識 5. バラスト他、積載物の安全性 6. 曳航者との打ち合わせ要領	／ ～					
3. 操縦法及び 緊急処置 (1.5時間)	1. 場周飛行及び離着陸(横風及び背風着陸を含) 2. 曳航要領及び各種空中操作 3. 各種緊急操作要領(曳航不調、場外着陸他) 4. ソアリング要領 (サーマル、スロープ・リッジ、ウエーブ) 5. 計画力、判断力及び状況認識	／ ～					
4. 航空衛生 (1時間)	1. 航空医学一般 2. 応急処置・救急法 3. 人間の能力及び限界に関する事項	／ ～					
5. 試 験 (1時間)	1. 口述による修了試験	／ ～					
教 官 所 見		合計時間	時間				
年 月 日、 主席教官又は審査立会教官 署名							
連盟事務局確認欄	管 理 者 日本学生航空連盟 専務理事						

学科教育修了試験成績表

氏名		大学 年生	年 第	期コース
科 目	実 施 項 目		判定	
1. 運航に必要な知識 1-1 一般航空知識	1. 有視界飛行方式に関する諸規則の概要		(良・否)	
	2. 使用滑空場、周辺の地形及び障害物		(良・否)	
	3. 飛行場標識施設の特性と利用法の概要		(良・否)	
	4. 搜索救難に関する規則の概要		(良・否)	
	5. 航空法規、告示、その他運航に必要な事項		(良・否)	
1-2 航空機事項	1. 性能、諸元、運用限界等		(良・否)	
	2. 諸系統、諸装置、諸装備及び故障時の処置		(良・否)	
	3. 通常操作及び緊急操作の手順		(良・否)	
2. 飛行前作業 2-1 証明書、書類	1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書、航空日誌等必要な書類の有効性の確認		(良・否)	
	2. 飛行日誌等により航空機の整備状況の確認		(良・否)	
2-2 重量、重心位置	1. 審査に使用する滑空機の重量・重心位置表の使用要領		(良・否)	
2-3 航空情報	1. 必要な航空情報の入手、飛行に関連のある事項を解説、航空図の知識		(良・否)	
	2. 航空交通管制方式の概要		(良・否)	
	3. 航空保安無線施設の特性と利用法の概要		(良・否)	
2-4 気象情報	1. 必要な気象情報入手、天気概況、滑空場、飛行場及び使用空域の実況、予報		(良・否)	
	2. 滑空気象、上昇気流の予測		(良・否)	
2-5 滑空機の組立 飛行前点検	1. 滑空機の組立・分解要領、地上取り扱い要領		(良・否)	
	2. チェックリストの内容及び使用要領		(良・否)	
	3. 使用機の外部、内部点検要領		(良・否)	
	4. 離脱装置、曳航索及び曳航索安全装置の知識		(良・否)	
	5. バラスト他、積載物の安全性		(良・否)	
	6. 曳航者との打ち合わせ要領		(良・否)	
3. 操縦法及び 緊急処置	1. 場周飛行及び着陸（横風及び背風着陸を含む）		(良・否)	
	2. 曳航要領及び各種空中操作		(良・否)	
	3. 各種緊急操作要領（曳航不調、場外着陸他）		(良・否)	
	4. ソアリング要領（サーマル、スロープ・リッジ、ウェーブ）		(良・否)	
	5. 計画力、判断力及び状況認識		(良・否)	
4. 航空衛生	1. 航空医学一般		(良・否)	
	2. 応急処置・救急法		(良・否)	
	3. 人間の能力及び限界に関する事項		(良・否)	
教 官 所 見			全科目判定	(合格・不合格)
年 月 日、 担当教官 署名				
連盟事務局確認欄	管 理 者 日本学生航空連盟 専務理事			

実技教育実施記録表（ウインチ曳航）

氏名		大学	年生	実施場所	年	第	期	コース
科 目 (計画回数)	実 施 項 目			月／日	判 定 良・否	飛行 時間	実技教官 署 名	
1. 空中操作 場周飛行 離着陸 (同乗8回) (気象条件に より課目の 組み合わせ は変更でき る) 選択式の科 目は、最低 1回以上実 施する)	1. 失速1・低速飛行・通常又は横風離着陸					分		
	2. 失速1・最良滑空速度・通常又は横風離着陸					分		
	3. 失速2・地上目標中心の旋回・通常又は横風離着陸					分		
	4. 失速2・地上目標中心の旋回・通常又は横風離着陸					分		
	5. 失速3・失速4・最小沈下速度・横滑りからの着陸					分		
	6. 失速3・失速4・ソアリング又は急旋回・ 通常又は背風着陸					分		
	7. 失速組合せ(2種類)・ソアリング又は急旋回 通常又は背風着陸					分		
	8. 空中操作科目組合せ・ 通常又は背風着陸					分		
2. 緊急操作 (同乗2回)	1. 曳航不調又は索切れ処置					分		
	2. 場外着陸要領					分		

単独飛行訓練実施の技量を確認しました。日付 年 月 日 担当教官

3. 総合演習 単独訓練 技能査定 (単独2回) (同乗1回)	1. 単独訓練、科目組合せ、指定地着陸					分	
	2. 単独訓練、科目組合せ、指定地着陸					分	
	3. 技能査定、審査要領、指定地着陸					分	
計	同乗飛行 回、 時間 分			単独飛行 回、 時間 分			
教 官 所 見							
年 月 日、主席実技教官又は審査立会教官 署名							
(補備教育)						分	
技能審査	回、 時間 分			養成課程合計		回、 時間 分	
年 月 日、主席実技教官又は審査立会教官 署名							
連盟事務局確認欄	管 理 者 日本学生航空連盟 専務理事						

注：失速は旋回中ダイブ閉、直線中ダイブ開のそれぞれ初期失速、完全失速の4種類を行う。

失速科目の組み合わせ

1. 失速 1 進入形態—旋回中—ダイブ閉—初期失速と回復操作
2. 失速 2 進入形態—旋回中—ダイブ閉—完全失速と回復操作
3. 失速 3 着陸形態—直線中—ダイブ開—初期失速と回復操作
4. 失速 4 着陸形態—直線中—ダイブ開—完全失速と回復操作

様式 9 - 3

実技教育実施記録表（航空機曳航）

氏名		大学 年生	実施場所	年 第 期コース		
科 目 (計画回数)	実 施 項 目	月／日	判定 良・否	飛行 時間	実技教官 署 名	
1. 空中操作 場周飛行 離着陸 (同乗4回) 気 象 条 件 により課目の 組み合わせ は変更でき る。 選択式の科目 は、最低1回 以上実施す る。	1. 失速1・失速2・低速飛行・最良滑空速度・通常又は横風離着陸			分		
	2. 失速1・失速2・最小沈下速度・地上目標中心の旋回・通常又は横風離着陸			分		
	3. 失速3・失速4・地上目標中心の旋回・横滑りからの着陸			分		
	4. 失速3・失速4・ソアリング・急旋回 通常又は背風着陸			分		
2. 緊急操作 (同乗1回)	1. 曳航不調又は索切れ処置・場外着陸要領			分		
				分		

単独飛行訓練の技量を確認しました。 日付 年 月 日 担当教官

3. 総合演習 単独訓練 (単独2回) 技能査定 (同乗1回)	1. 単独訓練、科目組合せ、指定地着陸			分	
	2. 単独訓練、科目組合せ、指定地着陸			分	
	3. 技能査定、審査要領、指定地着陸			分	
計	同乗飛行 回、 時間 分	単独飛行 回、 時間 分			
教官所見					
年 月 日、主席実技教官又は審査立会教官 署名					
(補備教育)				分	
技能審査	回、 時間 分	養成課程合計	回、 時間 分		
年 月 日、主席実技教官又は審査立会教官 署名					
連盟事務局確認欄	管 理 者 日本学生航空連盟 専務理事				

注：失速は旋回中ダイブ閉、直線中ダイブ開のそれぞれ初期失速、完全失速の4種類を行う。

様式 9－3

失速科目の組み合わせ

- | | |
|---------|-------------------------|
| 1. 失速 1 | 進入形態—旋回中—ダイブ閉—初期失速と回復操作 |
| 2. 失速 2 | 進入形態—旋回中—ダイブ閉—完全失速と回復操作 |
| 3. 失速 3 | 着陸形態—直線中—ダイブ開—初期失速と回復操作 |
| 4. 失速 4 | 着陸形態—直線中—ダイブ開—完全失速と回復操作 |

技能審査成績報告書

(滑空機)

総合判定

① 受 審 者 調 書 (受審者記入欄)									
ふりがな					生年月日				
氏 名					年 月 日生				
受審する資格			審査の種類			既得の技能証明			
自家用操縦士			技能証明			No			
審査に使用する滑空機							操縦練習許可書番号		
等 級	型 式		国籍・登録記号		No				
上級滑空機	式 型		J A		有 効 期 限				
					年 月 日				
現 住 所	郵便番号				電話番号				
大 学 名					電話番号				
学科試験合格	年 月 日				受験地				
飛 行 経 歴 (技能審査を受ける前までの経歴を記入)									
上級滑空機	総飛行時間および回数				時間	分	回		
受審する滑空機と同型式の滑空機の飛行時間、回数					時間	分	回		
上級滑空機による単独飛行時間および回数					時間	分	回		
② 教 官 の 証 明 (指定養成教官記入欄)									
受審者 _____ は指定養成施設の所定の教育を修了し、技能審査に係る飛行経歴および所定の技能を有していることを証明します。									
教官の有する技能証明の資格と番号 _____					操 縦 士 No _____				
年 月 日					操縦教育証明No _____				
					教官署名 _____				
③ 審 査 の 実 施 (審査員記入欄)									
口述審査	期日	年	月	日	場所 審査員				
実技審査	期日	年	月	日					
(特記事項)									
④ 教 育 課 程 の 修 了 (日本学生航空連盟確認欄)									
担当者			責任者			管理者			

様式 9 - 5

資 格 審 査	項 目	判 定
	操縦練習許可書等、飛行経歴・教育記録、学科試験合格通知書、無線従事者免許証	

成 績 表

審 査 科 目	判 定	審 査 科 目	判 定
口 述 審 査			
1. 運航に必要な知識			
1-1. 一般知識		1-2. 航空機事項	
実 技 審 査			
2. 飛行前作業			
2-1. 証明書、書類		2-2. 重量・重心位置	
2-3. 航空情報、気象情報		2-4. 組立	
2-5. 地上取扱		2-6. 飛行前点検	
3. 滑空場（飛行場）および場周経路における運航			
3-1. 発航準備		3-2. 場周経路の飛行	
4. 各種離陸及び着陸			
4-1. 曳航による離陸		4-2. 滑空による着陸	
5. 曳航による飛行（5-1 又は、5-2）			
5-1. ウインチ曳航による飛行		5-2. 航空機曳航による飛行	
6. 外部視認目標を利用した飛行含む空中操作			
6-1. 低速飛行		6-2. 失速と回復操作	
6-3. 急旋回		6-4. 最良滑空比速度による滑空	
7. ソアリング			
7-1. ソアリング			
8. 異常時及び緊急時の操作			
8-1. 曳航中の異常時及び緊急時の操作		8-2. 諸系統又は装置の故障	
8-3. 場外着陸		8-4. 背風着陸	
9. 航空交通管制機関又はピストとの連絡			
9-1. 管制機関等と連絡			
10. 総合能力			
10-1. 計画性・判断力		10-2. 状況認識	
10-3. 規則の遵守			

実技教官引継表(ウインチ曳航)

コース名: 230期(2014年) 学校名: 学連大学 氏名: 新橋 太郎 総回数: 150 回 単独発数: 30 回

科目	各飛行共通				1. 空中操作																2. 緊急				3. 総合		着 陸				(教官引継事項) 講 評	判定(良・否)	教官署名
	発航準備	通常離陸又は横風離陸	ウインチ曳航による上昇、離陸	場周経路の飛行	失速1(旋回・ダイブ閉・初期)	低速飛行	失速1(旋回・ダイブ閉・初期)	最良滑空比速度による滑空	失速2(旋回・ダイブ閉・完全)	地上目標を中心とした旋回	失速2(旋回・ダイブ閉・完全)	地上目標を中心とした旋回	失速3(直線・ダイブ開・初期)	失速4(直線・ダイブ開・完全)	最小沈下速度による飛行	失速3(直線・ダイブ開・初期)	失速4(直線・ダイブ開・完全)	ソアリング又は急旋回	失速(2種類)	ソアリング又は急旋回	空中操作科目組み合わせ	曳航不調又は索切れ	場外着陸要領	単独技量の確認	単独訓練・科目組み合わせ	技能査定・審査要領	通常又は横風着陸	通常又は背風着陸	横滑りからの着陸	指定地着陸			
	13	13	13	13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	4	3	1	3			
1-1	10/1	A	A	A	B	A	A																								良好	良	銀座 次郎
1-2	/	・	・	・	・			・	・																								
1-3	/	・	・	・	・					・	・																						
1-4	/	・	・	・	・						・	・																					
1-5	/	・	・	・	・								・	・	・																		
1-6	/	・	・	・	・									・	・	・																	
1-7	/	・	・	・	・												・	・															
1-8	/	・	・	・	・																・												
2-1	/	・	・	・	・																	・											
2-2	/	・	・	・	・																		・	・									
3-1	/	・	・	・	・																				・								
3-2	/	・	・	・	・																				・								
3-3	/	・	・	・	・																					・							
実施回数																																確 認 日:	教官署名
※科目の評価:A=良(安定している) B=良(判定基準内) C=否(判定基準外) D=否(理解不足)																																	

※科目の評価:A=良(安定している) B=良(判定基準内) C=否(判定基準外) D=否(理解不足)

※飛行の判定:良=実施科目の判定がすべて[A]又は[B]の場合 否=実施科目の判定に「C」又は「D」がある場合。又は、高度判定不良の場合。

実技教育の実施手順及び実技教官引継表の記入要領

1. 科目回数の右の欄に日付を記入 例 10/1
2. 各飛行の各科目は、原則的に「・」で表記している科目を実施し評価する。
3. 各飛行時に指定された科目実施後、高度に余裕がある場合は次回以降に実施予定もしくは気象条件等により未実施であった科目の 1 科目（失速 1 から 4、低速飛行、最良滑空速度による滑空、最小沈下速度による滑空、地上目標を中心とした旋回及びソアリング又は急旋回の内の 1 科目）のみ実施して、評価することが出来る。
4. 3. の飛行で事前に実施し評価された科目も、「・」で表記している科目は再度実施し評価する。
5. 各科目は、「A」、「B」、「C」、「D」で評価し記入する。
6. 科目の評価： A＝良（安定している）、 B＝良(判定基準内)
C＝否（判定基準外）、 D＝否（理解不足）
7. 各飛行の判定は、「良」または「否」で記入する。
8. 各飛行において、全ての科目の評価が「A」又は「B」の時、飛行の判定を「良」とする。
9. 高度等の関係で一部の科目が未実施の場合は、実施した科目の評価が「A」又は「B」以上の時、未実施の科目の評価は未記入とし、特に高度判断、離着陸に問題がなければ飛行の判定を「良」とし、以降の飛行で実施し評価を記入する。
10. 各飛行において一部の科目の評価が「C」又は「D」の場合、講評欄の引き継ぎ事項に状況を記入し、飛行の判定を「否」とする。
11. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない時は、全ての科目の評価は未記入とし、飛行の判定を「否」とする。
12. 飛行の判定が「否」の場合は、追加教育を実施する。
13. 1. 空中操作、2. 緊急操作の追加教育を実施する場合は、3. 総合演習の前までに実施する。
14. 科目の評価が「C」又は「D」が下された飛行の追加教育は（10. の場合）、その科目を実施し評価する。評価が「A」又は「B」以上の時、飛行の判定を「良」とする。
15. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない飛行での判定が「否」の追加教育は（11. の場合）、その飛行で実施予定の全ての科目を実施する。
16. 追加教育は、ウインチ曳航による教育に於いては 3 回、航空機曳航による教育に於いては 2 回を限度とする。
17. 追加教育を実施した飛行の講評欄には、「追加教育」である旨を記入する。
18. 3. 総合演習の直前に実施した飛行で、実技教育実施記録表（様式 9－2 及び 9－3）及び実技教育引継表（様式 9－6）の講評欄に「単独飛行の技量を確認」した旨を記入する。
19. 3. 総合演習の 1. 単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていることを確認する。（実施回数が必要回数を超えても良い）
20. 3. 総合演習の 1. 単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていない場合は、補習を実施する。
21. 補習を実施した飛行の評価欄には、「補習」である旨を記入する。
22. 3. 総合演習 3. 技量査定を担当した教官は、各科目ごとの実施回数の合計を記入し、必要回数が実施されたかを確認する。

様式9-6

<Rev-2017/08/27>

9-25

※飛行の判定：良＝実施科目の判定がすべて「A」又は「B」の場合 否＝実施科目の判定に「C」又は「D」がある場合。又は、高度判定不良の場合。

実技教育の実施手順及び実技教官引継表の記入要領

1. 科目回数の右の欄に日付を記入 例 10/1
2. 各飛行の各科目は、原則的に「・」で表記している科目を実施し評価する。
3. 各飛行時に指定された科目実施後、高度に余裕がある場合は次回以降に実施予定もしくは気象条件等により未実施であった科目の 1 科目（失速 1 から 4、低速飛行、最良滑空速度による滑空、最小沈下速度による滑空、地上目標を中心とした旋回及びソアリング又は急旋回の内の 1 科目）のみ実施して、評価することが出来る。
4. 3. の飛行で事前に実施し評価された科目も、「・」で表記している科目は再度実施し評価する。
5. 各科目は、「A」、「B」、「C」、「D」で評価し記入する。
6. 科目の評価： A＝良（安定している）、 B＝良(判定基準内)
C＝否（判定基準外）、 D＝否（理解不足）
7. 各飛行の判定は、「良」または「否」で記入する。
8. 各飛行において、全ての科目の評価が「A」又は「B」の時、飛行の判定を「良」とする。
9. 高度等の関係で一部の科目が未実施の場合は、実施した科目の評価が「A」又は「B」以上の時、未実施の科目の評価は未記入とし、特に高度判断、離着陸に問題がなければ飛行の判定を「良」とし、以降の飛行で実施し評価を記入する。
10. 各飛行において一部の科目の評価が「C」又は「D」の場合、講評欄の引き継ぎ事項に状況を記入し、飛行の判定を「否」とする。
11. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない時は、全ての科目の評価は未記入とし、飛行の判定を「否」とする。
12. 飛行の判定が「否」の場合は、追加教育を実施する。
13. 1. 空中操作、2. 緊急操作の追加教育を実施する場合は、3. 総合演習の前までに実施する。
14. 科目の評価が「C」又は「D」が下された飛行の追加教育は（10. の場合）、その科目を実施し評価する。評価が「A」又は「B」以上の時、飛行の判定を「良」とする。
15. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない飛行での判定が「否」の追加教育は（11. の場合）、その飛行で実施予定の全ての科目を実施する。
16. 追加教育は、ウインチ曳航による教育に於いては 3 回、航空機曳航による教育に於いては 2 回を限度とする。
17. 追加教育を実施した飛行の講評欄には、「追加教育」である旨を記入する。
18. 3. 総合演習の直前に実施した飛行で、実技教育実施記録表（様式 9－2 及び 9－3）及び実技教育引継表（様式 9－6）の講評欄に「単独飛行の技量を確認」した旨を記入する。
19. 3. 総合演習の 1. 単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていることを確認する。（実施回数が必要回数を超えても良い）
20. 3. 総合演習の 1. 単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていない場合は、補習を実施する。
21. 補習を実施した飛行の評価欄には、「補習」である旨を記入する。
22. 3. 総合演習 3. 技量査定を担当した教官は、各科目ごとの実施回数の合計を記入し、必要回数が実施されたかを確認する。

実技教官引継表(航空機曳航)

コース名: 231期(2014年)

学校名: 学連 大学 氏名: 新橋 太郎

総回数: 150 回 単独発数: 30 回

様式9-7

科目	各飛行共通				1. 空中操作												2. 緊急			3. 総合		着陸			判定(良・否)	教官署名					
	発航準備	通常離陸又は横風離陸	航空機曳航による上昇、離陸	場周経路の飛行	失速1(旋回・ダイブ閉・初期)	失速2(旋回・ダイブ閉・完全)	低速飛行	最良滑空比速度による滑空	失速1(旋回・ダイブ閉・初期)	失速2(旋回・ダイブ閉・完全)	最小沈下速度による滑空	対地目標を中心とした旋回	失速3(直線・ダイブ閉・初期)	失速4(直線・ダイブ閉・完全)	ソアリング・急旋回	失速3(直線・ダイブ閉・初期)	失速4(直線・ダイブ閉・完全)	曳航不調又は索切れ	場外着陸要領	単独技量の確認	単独訓練	技能査定・審査要領	通常又は横風着陸又は背風着陸	横滑りからの着陸			指定地着陸				
																												科目の必要回数			
1-1	10/1	A	A	A	B	A	B	A	A																		良好	良	銀座 次郎		
1-2	/	.	.	.	.					.	.	.	.											.							
1-3	/	.	.	.	.							.	.	.										.							
1-4	/	.	.	.	.									.	.	.								.							
2-1	/	.	.	.	.													.	.	.											
3-1	/	.	.	.	.																.				.						
3-2	/	.	.	.	.																.				.						
3-3	/	.	.	.	.																	.			.						
実施回数																											確認日	教官署名			

※科目の評価: A=良(安定している) B=良(判定基準内) C=否(判定基準外) D=否(理解不足)

※飛行の判定: 良=実施科目の判定がすべて[A]又は[B]の場合 否=実施科目の判定に「C」又は「D」がある場合。又は、高度判定不良の場合。

<Rev-2017/08/27>

実技教育の実施手順及び実技教官引継表の記入要領

1. 科目回数の右の欄に日付を記入 例 10/1
2. 各飛行の各科目は、原則的に「・」で表記している科目を実施し評価する。
3. 各飛行時に指定された科目実施後、高度に余裕がある場合は次回以降に実施予定もしくは気象条件等により未実施であった科目の 1 科目（失速 1 から 4、低速飛行、最良滑空速度による滑空、最小沈下速度による滑空、地上目標を中心とした旋回及びソアリング又は急旋回の内の 1 科目）のみ実施して、評価することが出来る。
4. 3. の飛行で事前に実施し評価された科目も、「・」で表記している科目は再度実施し評価する。
5. 各科目は、「A」、「B」、「C」、「D」で評価し記入する。
6. 科目の評価： A＝良（安定している）、 B＝良(判定基準内)
C＝否（判定基準外）、 D＝否（理解不足）
7. 各飛行の判定は、「良」または「否」で記入する。
8. 各飛行において、全ての科目の評価が「A」又は「B」の時、飛行の判定を「良」とする。
9. 高度等の関係で一部の科目が未実施の場合は、実施した科目の評価が「A」又は「B」以上の時、未実施の科目の評価は未記入とし、特に高度判断、離着陸に問題がなければ飛行の判定を「良」とし、以降の飛行で実施し評価を記入する。
10. 各飛行において一部の科目の評価が「C」又は「D」の場合、講評欄の引き継ぎ事項に状況を記入し、飛行の判定を「否」とする。
11. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない時は、全ての科目の評価は未記入とし、飛行の判定を「否」とする。
12. 飛行の判定が「否」の場合は、追加教育を実施する。
13. 1. 空中操作、2. 緊急操作の追加教育を実施する場合は、3. 総合演習の前までに実施する。
14. 科目の評価が「C」又は「D」が下された飛行の追加教育は（10. の場合）、その科目を実施し評価する。評価が「A」又は「B」以上の時、飛行の判定を「良」とする。
15. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない飛行での判定が「否」の追加教育は（11. の場合）、その飛行で実施予定の全ての科目を実施する。
16. 追加教育は、ウインチ曳航による教育に於いては 3 回、航空機曳航による教育に於いては 2 回を限度とする。
17. 追加教育を実施した飛行の講評欄には、「追加教育」である旨を記入する。
18. 3. 総合演習の直前に実施した飛行で、実技教育実施記録表（様式 9－2 及び 9－3）及び実技教育引継表（様式 9－6）の講評欄に「単独飛行の技量を確認」した旨を記入する。
19. 3. 総合演習の 1. 単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていることを確認する。（実施回数が必要回数を超えても良い）
20. 3. 総合演習の 1. 単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていない場合は、補習を実施する。
21. 補習を実施した飛行の評価欄には、「補習」である旨を記入する。
22. 3. 総合演習 3. 技量査定を担当した教官は、各科目ごとの実施回数の合計を記入し、必要回数が実施されたかを確認する。

実技教官引継表(航空機曳航)

コース名: 期(年) 学校名: 氏名: 総回数: 回 単独発数: 回

科目	各飛行共通				1. 空中操作												2. 緊急			3. 総合		着陸			判定(良・否)	教官署名		
	発航準備	通常離陸又は横風離陸	航空機曳航による上昇、離陸	場周経路の飛行	失速1(旋回・ダイブ閉・初期)	失速2(旋回・ダイブ閉・完全)	低速飛行	最良滑空比速度による滑空	失速1(旋回・ダイブ閉・初期)	失速2(旋回・ダイブ閉・完全)	最小沈下速度による滑空	対地目標を中心とした旋回	失速3(直線・ダイブ閉・初期)	失速4(直線・ダイブ閉・完全)	対地目標を中心とした旋回	失速3(直線・ダイブ閉・初期)	失速4(直線・ダイブ閉・完全)	ソアリング・急旋回	曳航不調又は索切れ	場外着陸要領	単独技量の確認	単独訓練	技能査定・審査要領	通常又は横風着陸又は背風着陸			横滑りからの着陸	指定地着陸
日付	8	8	8	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	3	1	3	科目の必要回数		
1-1	/	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
1-2	/	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
1-3	/	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
1-4	/	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
2-1	/	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
3-1	/	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
3-2	/	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
3-3	/	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.	.		
実施回数																												
																									確認日	教官署名		

※科目の評価:A=良(安定している) B=良(判定基準内) C=否(判定基準外) D=否(理解不足)

※飛行の判定:良=実施科目の判定がすべて[A]又は[B]の場合 否=実施科目の判定に「C」又は「D」がある場合。又は、高度判定不良の場合。

実技教育の実施手順及び実技教官引継表の記入要領

1. 科目回数の右の欄に日付を記入 例 10/1
2. 各飛行の各科目は、原則的に「・」で表記している科目を実施し評価する。
3. 各飛行時に指定された科目実施後、高度に余裕がある場合は次回以降に実施予定もしくは気象条件等により未実施であった科目の 1 科目（失速 1 から 4、低速飛行、最良滑空速度による滑空、最小沈下速度による滑空、地上目標を中心とした旋回及びソアリング又は急旋回の内の 1 科目）のみ実施して、評価することが出来る。
4. 3. の飛行で事前に実施し評価された科目も、「・」で表記している科目は再度実施し評価する。
5. 各科目は、「A」、「B」、「C」、「D」で評価し記入する。
6. 科目の評価： A＝良（安定している）、 B＝良(判定基準内)
C＝否（判定基準外）、 D＝否（理解不足）
7. 各飛行の判定は、「良」または「否」で記入する。
8. 各飛行において、全ての科目の評価が「A」又は「B」の時、飛行の判定を「良」とする。
9. 高度等の関係で一部の科目が未実施の場合は、実施した科目の評価が「A」又は「B」以上の時、未実施の科目の評価は未記入とし、特に高度判断、離着陸に問題がなければ飛行の判定を「良」とし、以降の飛行で実施し評価を記入する。
10. 各飛行において一部の科目の評価が「C」又は「D」の場合、講評欄の引き継ぎ事項に状況を記入し、飛行の判定を「否」とする。
11. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない時は、全ての科目の評価は未記入とし、飛行の判定を「否」とする。
12. 飛行の判定が「否」の場合は、追加教育を実施する。
13. 1. 空中操作、2. 緊急操作の追加教育を実施する場合は、3. 総合演習の前までに実施する。
14. 科目の評価が「C」又は「D」が下された飛行の追加教育は（10. の場合）、その科目を実施し評価する。評価が「A」又は「B」以上の時、飛行の判定を「良」とする。
15. 高度判断の不良により通常の場合周飛行が実施できない飛行での判定が「否」の追加教育は（11. の場合）、その飛行で実施予定の全ての科目を実施する。
16. 追加教育は、ウインチ曳航による教育に於いては 3 回、航空機曳航による教育に於いては 2 回を限度とする。
17. 追加教育を実施した飛行の講評欄には、「追加教育」である旨を記入する。
18. 3. 総合演習の直前に実施した飛行で、実技教育実施記録表（様式 9－2 及び 9－3）及び実技教育引継表（様式 9－6）の講評欄に「単独飛行の技量を確認」した旨を記入する。
19. 3. 総合演習の 1. 単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていることを確認する。（実施回数が必要回数を超えても良い）
20. 3. 総合演習の 1. 単独訓練までに、1. 空中操作、場周飛行、離着陸、2. 緊急操作の各科目について、評価が「A」又は「B」以上の実施回数が必要回数を満たしていない場合は、補習を実施する。
21. 補習を実施した飛行の評価欄には、「補習」である旨を記入する。
22. 3. 総合演習 3. 技量査定を担当した教官は、各科目ごとの実施回数の合計を記入し、必要回数が実施されたかを確認する。

10. 修了証明書の交付

管理者は、本規程 8（3）で主席学科教官から提出のあった学科教育実施記録表（様式 9－1－1、9－1－2）、主席実技教官から提出のあった実技教育実施記録表（様式 9－2、様式 9－3）、本規程 9（7）の技能審査員から提出のあった技能審査成績報告書（様式 9－4）、技能審査成績表（様式 9－5）、本人から提出のあった航空法施行規則別表第二に定める飛行経歴その他の経歴を満足していることを確認できる書類により、教育及び技能審査の全てが教育規程通り適正に行われ、かつ、技能審査に合格していることを確認した上で修了証明書（様式 10－4）を交付する。

管理者は、修了証明書の交付後、速やかに航空局安全部運航安全課長あてに航空従事者養成施設修了報告書（様式 10－1）を提出するものとする。

指定航空従事者養成施設

修了報告書

指定学連 第 号
年 月 日

国土交通省航空局
安全部運航安全課長
殿

指定航空従事者養成施設
公益財団法人日本学生航空連盟

管理者 _____

標記について、下記の通り修了しましたので、ご報告申し上げます。

記

1. 課程名 自家用操縦士の技能証明
 航空機の種類 滑空機
 航空機の等級 上級滑空機
2. 期 別 第 期 (年)
3. 訓練期間 年 月 日 ～ 年 月 日
4. 実施場所 日本学生航空連盟 _____ 滑空場
5. 教育実施結果 別紙＝航空従事者養成施設教育実施等報告書

以 上

様式 10 - 2

航空従事者養成施設教育実施等報告書				
養成施設名	(公財) 日本学生航空連盟 (妻沼滑空場)		課程名	自家用操縦士の技能証明 航空機の種類 滑空機 航空機の等級 上級滑空機
第〇〇期 〇名	教育科目	学 科	実 技	技能審査実施日及び結果
	期 間	1 月 5 日～1 月 12 日	1 月 13 日～1 月 17 日	
	基準時間	時間	回数/時間	
	追加教育	時間	回数/時間	
	再教育	時間	回数/時間	
〇〇〇〇大学 ●● ●●	1 月 5 日～1 月 12 日 10 時間 なし なし	1 月 13 日～1 月 17 日 15 回 (W) / 1 時間 56 分 なし なし	口述審査 1 月 17 日 合 否 実技審査 1 月 17 日 合 否	
航空従事者学科試験不合格者及び技能審査不合格者の再教育科目及び時間	技能審査不合格者 なし			
特記事項				

2003年=月=日

国土交通省航空局安全部
運航安全課 養成管理係 担当官 殿

公益財団法人日本学生航空連盟
担 当 者 = = =

修了証明書の提出について

標記について、当養成施設の下記の課程を修了しましたので、別添のとおり
修了証明書を提出します。

記

1. 施設の名称 公益財団法人日本学生航空連盟 (= = 滑空場)
2. 課 程 名 自家用操縦士 (滑空機・上級滑空機)
3. 期 別 第 期 (年)
4. 修了者氏名 ○○ ○○ (○○大学)
 ×× ×× (○○大学)
 △△ △△ (△△大学)

計 名

以 上

様式 10-4

第 号

修 了 証 明 書

(期別) 第 期 (2003年)

(氏名)

殿

上記の者は本養成施設に於いて自家用操縦士の技能
証明（滑空機・上級滑空機）の資格に係る教育課程を
修了したことを証明する

20 年 月 日

東京都港区新橋一丁目18番2号

明宏ビル本館5階

公益財団法人日本学生航空連盟

専務理事 _____

指定養成コース 第〇〇〇期 修了報告書（別紙） 年 月 日 日本学生航空連盟本部事務局

[illegible]

1 1 指定養成施設の適確な運営制度の確立

(1) 学科教官及び実技教官に係る管理に関する制度

本施設の学科教官及び実技教官の管理について、次のとおり定める。

責任者	<u>日本学生航空連盟事務局長</u>	<u>深田 浩</u>
担当者	技能審査員	中村 暢宏
		八尾 正孝
	主席学科教官	深田 浩
	主席実技教官	太田 洋一

担当者は、航空従事者指定養成施設指定申請書・審査要領「第7部 自家用操縦士の技能証明に関する基準」に定める経験が主席学科教官、主席実技教官と同等以上の経歴を有し、主席学科教官、主席実技教官に指名された者とする。

- 権 限 ①教官の任用又は定期的な技量の確認及び訓練等教官の能力に関すること
 ②教育の標準化のための定例会議、マニュアル等の制作に関すること

管理の内容及び方法

責任者は、担当者と連携し、次の業務を行う。

1 教官の任用教育

担当者は、学科及び実技教官の任用教育を教育規程5（3）及び6（3）により実施する。

責任者は、結果を管理者に報告する。（様式11-1-1、様式11-1-2、様式11-2-1、様式11-2-2）

2 教官の能力の評価及び教官要件の確認

担当者は、学科教官の学科教育評価（年1回）、実技教官の飛行技量確認（ウインチ曳航による飛行年1回）及び教官要件の確認を実施する。教官の能力向上のため、教官研修会を年1回各地区毎に開催し、学科・実技教官は出席する義務がある。参加できなかった者の追加研修会を設ける。

責任者は、その結果を管理者に報告する。（様式11-3、様式11-4）

管理者は当該報告の結果、教官の能力の維持について問題があると認める場合には、責任者に対して必要な教育・訓練計画の作成及び実施について指示をする。

3 教育標準化のための定例会議及び情報の周知徹底

担当者は、学科・実技教官に教育規程、諸規則等の改正情報を常時提供し、コース開始前に教育を担当する教官に情報が周知徹底をされているかを確認する。また、教育の標準化および情報交換のために、各地区で年1回の定例教官会議を開催する。

責任者は、教育の標準化のために担当省会議を年2回開催する。

責任者は、その結果を管理者に報告する。（様式11-5、様式11-6）

4 教官研修実施確認表

責任者は、学科及び実技教官の任用教育、教育評価、技量確認、教官要件、研修会及び会議の出欠などの研修実施状況を教官研修実施確認表で管理する。

（様式11-7、様式11-8）

年 月 日

学科教官任用教育報告書

公益財団法人日本学生航空連盟
(指定航空従事者養成施設 管理者)

_____ 殿

責任者 _____

学科教官の任用教育を修了したことを報告いたします。

1. 教 官 調 書										
ふりがな 氏 名			出身大学 (卒業年)				生年月日 年 月 日生			
所有する技能証明書										
資 格	種 類	等 級	技能証明番号 (取得年)				操縦教育証明 (取得年月日)			
2. 任用教育内容及び実施要領										
1. 航空従事者養成施設に係る教育講習 (3時間) : 関連法規、教育規程の内容について実施。										
担当者 : _____ 実施日 _____ 年 月 日										
2. 教育訓練技法教育講習 (3時間) : 学科教育の実施項目、教育技法、指定時間配分について実施。										
担当者 : _____ 実施日 _____ 年 月 日										
3. 科目のオブザーブ										
3-1 学科教育のオブザーブ (10時間) : 学科教育の授業をオブザーブする。										
科目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
実施日										
担当教官										
3-2 技能審査のオブザーブ (1回) : 技能審査をオブザーブする。										
技能審査員 : _____ 実施日 _____ 年 月 日										

※年号は西暦表記とする

4. その他必要な教育				
4-1 諸手続について講習（1時間）：入所審査、入所手続きの要領				
4-2 指定養成施設における不具合事例（1時間）				
担当者：		実施日 年 月 日		
5. 教育修了判定				
5-1 口述審査（1時間）				
科 目	1. 教官要件	2. 養成施設	3. 学科標準パターン	4. 諸手続
評 価	☐ 年齢 ☐ 資格・等級	☐ 関連法規 ☐ 教育規程 ☐ 諸手続	☐ 実施項目 ☐ 教育技法 ☐ 指定時間	☐ 入所審査 ☐ 入所手続き
判 定				
5-2 実技審査：学科教育の標準パターンより科目を指定して、模擬学科教育を実施する。				
実施科目	評 価	☐ 時間配分、 ☐ 実施内容、 ☐ 指定時間		
	判 定			
教育修了判定年月日 年 月 日			担当者	
主席学科教官			氏 名	

※評価はレ点、判定は『適』、年号は西暦表記とする

学科教官再任用教育報告書

公益財団法人日本学生航空連盟
(指定航空従事者養成施設 管理者)

_____ 殿

責任者 _____

学科教官の再任用教育を修了したことを報告いたします。

1. 教 官 調 書				
ふりがな		出身大学 (卒業年)		生年月日 年 月 日生
氏 名				
所有する技能証明書				
資 格	種 類	等 級	技能証明番号(取得年)	操縦教育証明番号(取得年月日)
2. 再任用教育内容及び実施要領				
2-1 教育規程改正の講習(1時間・3時間): 関連法規、教育規程の改正				
担当者:		実施日 年 月 日		
2-2 諸手続きについて講習(1時間): 入所審査・入所手続きの要領				
担当者:		実施日 年 月 日		
2-3 指定養成施設における不具合事例(0.5時間)				
担当者:		実施日 年 月 日		
3. 教育修了判定				
3-1 口述審査(1時間)				
科 目	1. 教官要件	2. 養成施設	3. 学科標準パターン	4. 諸手続
評 価	☐ 年齢 ☐ 資格・等級	☐ 関連法規 ☐ 教育規程 ☐ 諸手続	☐ 実施項目 ☐ 教育技法 ☐ 指定時間	☐ 入所審査 ☐ 入所手続き
判 定				
3-2 実技審査: 学科教育の標準パターンより科目を指定して、模擬学科教育を実施する。				
実施科目		評 価		判 定
		☐ 時間配分、 ☐ 実施内容、 ☐ 指定時間		
教育修了判定年月日: 年 月 日 担当者				
主席学科教官: 氏 名				

評価はレ点、判定は『適』、年号は西暦表記とする

年 月 日

実技教官任用教育報告書

公益財団法人日本学生航空連盟
(指定航空従事者養成施設 管理者)

_____ 殿

責任者 _____

実技教官の任用教育を修了したことを報告いたします。

1. 教 官 調 書				
ふりがな 氏 名	出身大学 (卒業年)		生年月日 年 月 日生	
所有する技能証明書				
資 格	種 類	等 級	技能証明番号 (所得年)	操縦教育証明 (取得年月日)
飛 行 経 歴				
上級滑空機	機長時間及び回数	時間	分	回
2. 任 用 教 育 内 容				
1. 航空従事者養成施設に係る教育講習 (3時間) : 関連法規、教育規程の内容について実施。				
実施日 : 年 月 日		実施場所 :		担当者 :
2. 教育訓練技法教育講習 (3時間) : 実技教育の実施項目、実施要領、判定基準。				
実施日 : 年 月 日		実施場所 :		担当者 :
3. 科目のオブザーブ				
3-1 技能審査のオブザーブ (1回) : 技能審査をオブザーブする。				
実施日 年 月 日		実施場所		技能審査員 :

※年号は西暦表記とする

様式 11-2-1

4. その他必要な教育					
4-1 教育実習：模擬訓練（ウインチ曳航 6 回）					
科目	担当者	実施日	評価	特記事項	判定
1. 失速 1 低速飛行			☐ 実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法		
2. 失速 2 最良滑空速度			☐ 実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法		
3. 失速 3 最小沈下速度			☐ 実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法		
4. 失速 4 対地旋回、急旋回			☐ 実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法		
5. 緊急操作 曳航不調、諸装置、 場外着陸、背風着陸			☐ 実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法		
6. 総合演習			☐ 実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法		
4-2 諸手続について講習（1 時間）：入所審査、入所手続きの要領 実施日： 年 月 日 実施場所： 担当者：					
4-3 指定養成施設における不具合事例（1 時間） 実施日： 年 月 日 実施場所： 担当者：					
5. 教育修了判定					
5-1 口述審査により教育修了判定					
項目	1. 教官要件	2. 養成施設	3. 実技教育パターン	4. 諸手続	
評価	☐ 年齢 ☐ 資格・等級 ☐ 経歴	☐ 関連法規 ☐ 教育規程	☐ 実施科目 ☐ 実施要領 ☐ 判定基準	☐ 入所審査 ☐ 入所手続き	
判定					
実施日： 年 月 日 実施場所： 担当者：					
5-2 実技審査による教育修了判定：担当者を訓練生と見立てて模擬実技教育を実施する。					
科目					
飛行時間 (回数)					
評価	☐ 科目の実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法、				
判定					
実施日： 年 月 日 実施場所： 担当者：					
主席実技教官：					

※評価はレ点、判定は『適』、年号は西暦表記とする

実技教官再任用教育報告書

公益財団法人日本学生航空連盟
(指定航空従事者養成施設 管理者)
_____ 殿

責任者 _____

実技教官の再任用教育を修了したことを報告いたします。

1. 教 育 調 書					
ふりがな		出身大学 (卒業年)		生年月日 年 月 日生	
氏 名					
所有する技能証明書					
資 格	種 類	等 級	技能証明番号 (取得年)	操縦教育証明 (取得年)	
飛 行 経 歴					
上級滑空機機長時間及び回数： 時間 回					
2. 再 任 用 教 育 内 容					
2-1 教育規程改正の講習 (1 時間) : 関連法規、教育規程の改正について実施。					
実施日： 年 月 日 実施場所： 担当者：					
2-2 教育実習：模擬訓練 (W曳航 1 回・実習科目 2 科目、W曳航 2 回・実習科目 4 科目)					
科目	担当者	実施日	評 価	特記事項	判 定
			☐ 実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法		
			☐ 実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法		
2-3 諸手続きについて講習 (1 時間) : 入所審査、入所手続きの要領					
実施日： 年 月 日 実施場所： 担当者：					
2-4 指定養成施設における不具合事例 (0.5 時間)					
実施日： 年 月 日 実施場所： 担当者：					
3. 教 育 修 了 判 定					
3-1 口述審査 (1 時間)					
項 目	1. 教官要件	2. 養成施設	3. 実技教育パターン	4. 諸手続	
評 価	☐ 年齢 ☐ 資格・等級 ☐ 経歴	☐ 関連法規 ☐ 教育規程	☐ 実施科目 ☐ 実施要領 ☐ 判定基準	☐ 入所審査 ☐ 入所手続き	
判 定					
実施日： 年 月 日 実施場所： 担当者：					
3-2 実技審査：担当者を訓練生と見立てて模擬実技教育を実施する。					
科 目	飛行時間 (回数)	評 価		判 定	
		☐ 科目の実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法			
実施日： 年 月 日 実施場所： 担当者：					
教育修了判定年月日： 年 月 日 担当者					
主席実技教官：					

※評価はレ点、判定は『適』、年号は西暦表記とする

学科教官の能力の評価に関する報告書

公益液財団法人日本学生航空連盟
(指定航空従事者養成施設 管理者)

_____ 殿

責任者 _____

学科教官の能力評価及び教官要件の確認を実施しましたので報告いたします。

1. 教 官 調 書					
ふりがな		出身大学 (卒業年)		生年月日 年 月 日生	
氏 名					
所有する技能証明書					
資 格	種 類	等 級	技能証明番号 (取得年)	操縦教育証明番号 (取得年月日)	
2. 学科教官の能力評価					
1. 口述による評価					
項 目	1. 教官要件	2. 養成施設	3. その他、		
評 価	☐ 年齢 ☐ 資格・等級	☐ 関連法規 ☐ 教育規程	☐ 入所審査 ☐ 入所手続き		
判 定					
2. 実習による評価					
実 施 日		_____ 年 _____ 月 _____ 日			
実 施 場 所					
実施科目及び実施時間					
科目	担当者	実施日	評 価	特記事項	判 定
			☐ 実施項目、 ☐ 教育技法、 ☐ 指定時間		
担当者：			実施日 年 月 日		
主席学科教官：					

※評価はレ点、判定は『適』、年号は西暦表記とする

実技教官の能力の評価に関する報告書

公益財団法人日本学生航空連盟

(指定航空従事者養成施設 管理者)

_____ 殿

責任者_____

実技教官の能力の評価及び教官要件の確認を実施しましたので報告いたします。

1. 教 官 調 書					
ふりがな		出身大学		生年月日	
氏 名		(卒業年)		年 月 日生	
所有する技能証明書					
資 格	種 類	等 級	技能証明番号 (取得年)	操縦教育証明番号 (取得年)	
飛 行 経 歴					
滑空機	機長時間及び回数		時間	分	回
上級滑空機	機長時間及び回数		時間	分	回
2. 実技教官の能力評価					
1. 口述による評価					
項 目	1. 教官要件	2. 養成施設	3. 技量確認	4. その他、	
評 価	☐ 年齢 ☐ 資格・等級 ☐ 経歴	☐ 関連法規 ☐ 教育規程	☐ 実施要領 ☐ 判定基準	☐ 入所審査 ☐ 入所手続き	
判 定					
2. 実技による評価					
科目	担当者	実施日	評 価	特記事項/飛行時間	判 定
			☐ 実施要領、 ☐ 判定基準、 ☐ 教育技法		
担当者：		実施日 年 月 日			
主席実技教官：					

※評価はレ点、判定は『適』、年号は西暦表記とする

教官会議実施報告書

公益財団法人日本学生航空連盟
(指定航空従事者養成施設 管理者)
_____ 殿

責任者 _____

学科及び実技教官会議を実施しましたので報告します。

実 施 日	
実 施 場 所	
議 題	
配布資料	
出 席 者	
担 当 者	
主席（学科・実技）教官	

年 月 日

コース前担当教官確認表

公益財団法人日本学生航空連盟
(指定航空従事者養成施設 管理者)
_____ 殿

責任者 _____

担当教官のコース前確認を実施しましたので報告します。

教育施設名： _____				期 別： _____ 年 第 _____ 期	
学科教官名	教育規程	諸規則の改定	その他（引継事項等）	確認日	担当者

実技教官名	教育規程	諸規則の改定	その他（引継事項等）	確認日	担当者

学科教官研修実施確認表

教官氏名：_____		出身校_____		大学_____	
技能証明書					
資格：_____		等級：_____		技能証明番号（取得年月日）：_____（_____）	
操縦教育証明					
限定：_____		番号（取得年月日）：_____（_____）			
確 認 内 容					
1. 任用教育		担当者：_____		実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
主席学科教官：_____					
2. 科目のオブザーブ					
実施日					
実施科目					
実施時間					
判 定					
担当者					
主席学科教官					
3. 教官要件の確認					
実施日					
判 定					
担当者					
主席学科教官					
4. 研修会					
実施日					
実施内容					
実施時間					
担当者					
主席学科教官					
5. 定例会議					
実施日					
実施内容					
実施時間					
担当者					
主席学科教官					

実技教官研修実施確認表

教官氏名：_____		出身校 _____ 大学			
技能証明書	資格：_____ 等級：_____ 番号（取得年月日）：_____（_____）				
操縦教育証明	限定：_____ 番号（取得年月日）：_____（_____）				
確 認 内 容					
1. 任用教育		担当者：_____		実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
2. 技量確認					
実施日					
実施科目					
飛行回数（時間）					
判 定					
担当者					
主席実技教官					
3. 教官要件の確認					
実施日					
判 定					
担当者					
主席実技教官					
4. 研修会					
実施日					
実施内容					
実施時間					
担当者					
主席実技教官					
5. 定例会議					
実施日					
実施内容					
実施時間					
担当者					
主席実技教官					

(2) 技能審査の結果についての評価に関する制度

本養成施設の技能審査結果についての評価に関して、次のとおり定める。

責任者	<u>日本学生航空連盟事務局長</u>	<u>深田 浩</u>
担当者	技能審査員	中村 暢宏
		八尾 正孝
	主席学科教官	深田 浩
	主席実技教官	太田 洋一

技能審査員 中村 暢宏、八尾 正孝

権 限 技能審査結果の分析・検討、教育内容の改善及び教育シラバスの見直しに関する
こと。

管理の内容及び方法

1. 責任者は、担当者と連携し、次の業務を行う。

技能審査が終了した後、技能審査員、立ち会い教官及び担当者と会議を開催し、技能審査の結果を踏まえ、教育内容、教育方法、シラバスの適切性等について評価、検討する。
会議の結果を責任者により管理者に報告（様式 11-9）し、教育内容・方法・シラバスの改善・見直し等が必要と判断された場合、管理者に対して改善のための方策について提言を行う。

2. 管理者は、当該提言に基づき改善した事項について、本制度の責任者及び航空局安全部
運航安全課長に速やかに報告する。なお、本制度により改善した事項についても、適宜評価を行い、教育に反映させる。

年 月 日

技能審査結果の評価に関する報告書

公益財団法人日本学生航空連盟
(指定航空従事者養成施設 管理者)
_____ 殿

責任者 _____

技能審査の結果についての評価に関する報告をします。

期別： 年 第 _____ 期		開催場所： _____	
技能審査員名	立ち会い教官名	担当者名	
評価、検討項目			
教育内容	教育方法	シラバス	
教育内容・教育の方法・シラバスについての改善、見直しについて			

(3) 教育施設の維持管理に関する制度

本養成施設の教育施設の維持管理について、次のとおり定める。

責任者	<u>日本学生航空連盟事務局長</u>	<u>深田 浩</u>
担当者		<u>小倉 弘行</u>

権 限 訓練機器等の品質管理に関すること。

管理の内容及び方法

1. 担当者は、各訓練所の所長に指示して、コース開始前にコースを開催する教育施設の教室、実機、教材等訓練に必要な機器、機材等が教育規程の別表1（指定養成施設 教室一覧）及び本規程4（3）（教材及び教育機材等）に定めるところにより、航空従事者養成施設指定申請・審査要領及び関連する規程、基準等に適合し、教育施設、教材、教育に必要な規程類が最新のものであり、所要の改訂が反映されていることを確認する。
その結果を責任者は、管理者に報告する。（様式11－10）

教育施設、訓練機材等点検報告書

公益財団法人 日本学生航空連盟

(指定航空従事者養成施設 管理者)

殿

責任者

養成コース：期別

年

期

様 指定養成施設の点検を実施し、担当者へ送付願います。

教育施設（訓練所）： 妻沼訓練所

訓練滑空場：

妻沼滑空場

点 検 項 目			判定	処置	確認者
施 設	教 室	白板、机、椅子は1つの期に在籍する訓練生に十分な数量のこと			
	滑空場	訓練に使用する滑空場が適切に保全管理されていること			
教 材	教科書 参考書	航空法規集			
		耐空性審査要領			
		AIP			
		AIM—JAPAN			
		航空図			
		グライダースポーツ手帳			
		新しい航空気象			
		滑翔技術			
		グライダー操縦の基礎			
		風を聴け			
		訓練使用機の飛行規程の写し			
	参考資料	航空機の基本技術			
		空中航法			
		飛行とからだ			
		航空工学教室			
		操縦教育教本			
	教 材	滑空機・曳航機の模型			
		各種図表			
		ビデオ			
機 材	機 体	JAxxxx（耐空証明期限：令和 xx 年 xx 月 xx 日）			
	ウインチ				
	曳航機	JAxxxx（耐空証明期限：令和 xx 年 xx 月 xx 日）			
検査実施者 (訓練所長)		年 月 日	教育規程 11 (3) による点検を実施しました 氏名		
担当者		年 月 日	氏名		

訓練所長 → 担当者 → 責任者 → 管理者（保管）

(4) 教育実績の記録の管理に関する制度

本養成施設の教育等の記録について、次のとおり定める。

責任者 日本学生航空連盟事務局長 深田 浩
担当者 小倉 弘行

権 限 学科・実技の教育（訓練生の出欠・補習・追加教育含）、技能審査不合格後の再教育及び技能審査の記録に関すること。

管理の内容及び方法

1. 責任者は、担当者と連携し次の業務を行う。

主席学科教官、主席実技教官及び技能審査員から管理者に報告された学科・実技の教育記録（出欠、補習記録、追加教育記録含）、技能審査不合格後の再教育記録、技能審査に関する記録が適切であることを確認するとともに、養成施設の監査、航空局安全部運航安全課の随時監視等が円滑に行えるよう、コース毎、課程毎にまとめ、常時管理し保管する。

2. 担当者は、3ヶ月に一度、学科及び実技の教育記録の保管状況を確認し、責任者に管理状況を報告する。事務局で台帳管理する書類は下記の通り。

- | | | |
|--------------------|--------------------------|------------------|
| ・入所報告書 | (様式 14-3) | ・・・・・・・・・・局提出の写し |
| ・変更事項等報告書 | (様式 14-4) | ・・・・・・・・・・局提出の写し |
| ・修了報告書 | (様式 10-1) | ・・・・・・・・・・局提出の写し |
| ・修了証明書 | (様式 10-4) | ・・・・・・・・・・局提出の写し |
| ・教育実施記録表（学科、実技） | | ・・・・・・・・・・原本 |
| | (様式 9-1-1、9-1-2、9-2、9-3) | |
| ・技能審査報告書 | (様式 9-4、9-5) | ・・・・・・・・・・原本 |
| ・航空従事者養成施設教育実施等報告書 | (様式 10-2) | ・・・・・・・・・・局提出の写し |
| ・修了報告書（別紙） | (様式 10-5) | ・・・・・・・・・・原本 |

航空従事者養成施設 書類管理一覧

航空局発行書類	航空局提出書類（写し）	学連内部書類	保存期間
	養成施設指定申請書		永久
	技能審査員認定申請		永久
養成施設指定書			有効期間
技能審査員認定書			有効期間
		入所申込書	永久
		学科試験結果通知書コピー 乗組員飛行日誌コピー 最近 30 回以上	5 年
	入所報告書		永久
	変更事項等報告書		永久
		教育実施記録表 （学科、実技）	永久
		実技教官引継表（様式 9－6）	永久
		技能審査報告書 教育期間中の乗組員飛行日誌コピー	永久
	修了証明書		5 年
	修了報告書	修了報告書別紙	永久
	教育実施等報告書		5 年
		監査結果報告書	5 年

※文書は監査終了後、極力 pdf 化して保存する

(5) 養成施設の監査に関する制度

本養成施設の監査に関する制度を次のとおり定める。

責任者 日本学生航空連盟 監事 井上 善雄
担当者 日本学生航空連盟事務局長 深田 浩
権 限 本養成施設の業務全般

監査概要

1. 目的

監査制度を設ける目的は、国による施設の指定時及び随時の検査のみならず、指定養成施設自らが監査及び必要な是正措置を行って、関連する諸規程等への適合性を常時維持していることを目的とする。

2. 監査対象

監査は、本養成施設及び課程が適確に運営されていることの確認、航空法施行規則第 50 条の 4 の基準に適合していることを確認、本養成施設及び課程の全ての活動について行う。また、本監査の結果、必要な是正措置を講じた場合には、当該事項についても、監査対象とする。

3. 計画

監査は、原則年 1 回（1 1 月）行う。なお、監査に基づき改善を行った事項がある場合は、その改善措置が適正であることについても行う。

4. 監査を行う者及び監査に係る教育

監査を行う者は担当者とし、責任者の指導の下で 8 時間の監査教育（航空従事者養成施設に係る関係法規等についての講習：4 時間、模擬監査実習：4 時間）を受けるものとする。（様式 11-10a）

5. 監査基準

監査基準は、航空法、航空法施行規則、航空従事者養成施設指定申請・審査要領、滑空スポーツ訓練実施規則及びその他関係法令に合致すること。

6. 監査結果報告

監査結果については、改善すべき事項、その他特記事項を明記し、速やかに責任者に報告するものとする。（様式 1 1 - 1 1）

7. 監査後の処置

監査結果報告を受けた責任者は、その結果について、管理者に直接報告する。管理者は、監査結果について航空局安全部運航安全課長に報告するとともに、監査の結果に不適合事項又は特記事項がある場合は改善措置を策定のうえ、責任をもって是正措置を講じる。是正措置を講じた場合は、措置後の結果について再度確認し、監査制度の責任者及び航空局安全部運航安全課長に報告する。

年 月 日

監査に係る教育の報告書

公益財団法人日本学生航空連盟
(指定航空従事者養成施設 管理者)

_____ 殿

責任者_____

公益財団法人日本学生航空連盟の養成施設の監査に係る教育を修了したことを報告いたします

1. 監査者調書	
ふりがな	年 月 日 生
氏 名	
2. 任用教育内容	
1. 航空従事者養成施設に係る教育講習（4時間）：関連法規、教育規程の内容について実施。	
実施日： 年 月 日 実施場所：	
時間：（ ～ ） 担当者：	
2. 模擬監査実習（4時間）：監査の実施項目、実施要領、判定基準。	
実施日： 年 月 日 実施場所：	
時間：（ ～ ） 担当者：	

年 月 日

航空従事者養成施設の監査報告書

航空従事者養成施設
管理者 殿

監査者

航空法施行規則第 50 条の 4 条第 8 項の規定に基づき、航空従事者養成施設の監査を実施しましたので、点検結果の表を添えて下記の通り報告します。

養成施設の名称	公益財団法人日本学生航空連盟
設置者の氏名	利根川 豊
養成施設の所在地	東京都港区新橋一丁目 18 番 2 号 明宏ビル本館 5 階
養成施設の課程	自家用操縦士技能証明（滑空機・上級滑空機）

監査の種類	定期監査 ・ 特別監査 ・ その他（ ）
前回監査実施日と種類	年 月 日 監査の種類：
監査の内容	施設監査点検表 様式 11-12 による
監査実施期間	年 月 日～ 年 月 日
判定	☐ 合格 ☐ 不合格
監査所見	
改善提言事項	

監査結果の判定は、様式 11-12 に示す監査項目全てが「適」をもって「合格」とする。
判定が「不合格」の場合は、その具体的な理由及び改善を必要とする内容を本報告書に添付すること。

監査の項目及び監査の内容

項目	内容・監査基準	監査結果		備考
		適	否	
1. 設置者				
1・1 欠格者でないこと	欠格者でないこと			
2. 管理者				
2. 1 年齢	25 歳以上であること			
2. 2 欠格者でないこと	欠格者でないこと			
2. 3 養成についての知識・経験	教育規程 3 章に記載の通りであること			
3. 学科教育組織				
3. 1 組織と教官数				
3. 1. 1 主席学科教官の配置	自家用操縦士の技能証明（滑空機・上級滑空機）の課程（本課程という）について、配置していること			
3. 1. 2 科目ごとの学科教官の配置	本課程について各訓練所毎、科目毎に担当できる教官を必要数配置していること			
3. 1. 3 学科教官（任用・技量保持等）教育及び管理	任用教育、技量保持教育及び技量維持（定期確認・年 1 回）を適切に実施していること			
3. 1. 4 学科教官の任用の判定	任用の判定は、主席教官であること			
3. 2 学科教官				
3. 2. 1 年令	21 歳以上であること			
3. 2. 2 技能証明等の保有又は資格・経歴要件	本規程に対応している技能証明を有していること 自家用操縦士技能証明（滑空機・上級滑空機）または事業用操縦士技能証明（滑空機・上級滑空機）			
3. 3 主席学科教官	本規程に対応している技能証明を有していること 3.2.2 に同じ			

※監査結果は、適／否のどちらかに、レ点を記入する

項目	内容・監査基準	監査結果		備考
		適	否	
4. 実技教育組織				
4. 1 組織と教官数				
4. 1. 1 主席実技教官の配置	本規程について配置していること			
4. 1. 2 グループ担当教官の配置	コースの期毎に、必要数の教官を配置していること			
4. 1. 3 訓練生と教官の比率	教官 1 名につき、1つの期の養成数が 6 名以下のこと			
4. 1. 4 実技教官(任用・技量 保持等)教育及び管理	任用教育、技量保持教育及び技量維持(定期確認・年 1 回)を適切に実施していること			
4. 1. 5 実技教官の任用の判定	任用の判定は、主席実技教官であること			
4. 2 実技教官				
4. 2. 1 年令	21 歳以上であること			
4. 2. 2 技能証明等の保有又は経歴要件	本規程に対応している技能証明を有していること 自家用操縦士技能証明(滑空機・上級滑空機)または事業用操縦士技能証明(滑空機・上級滑空機)及び操縦教育証明を有していること。上級滑空機による 30 時間以上の機長としての飛行時間を含む 150 時間以上の滑空機による機長としての経験を有すること			
4. 2. 3 教官任用教育の修了	任用教育が終了していること 教育規程 11 章に規定されている通りであること			
4. 3 主席実技教官	本規程に対応している技能証明(4.2.2 に同じ)及び操縦教育証明を有していること。滑空機に係る 150 時間以上の操縦教育時間(30 時間以上の上級滑空機によるものを含む)を含む 300 時間以上の滑空機による機長としての経験を有すること			

※監査結果は、適／否のどちらかに、レ点を記入する

様式 11-12

項目	内容・監査基準	監査結果		備考
		適	否	
5. 技能審査員				
5. 1 年令	25 歳以上であること			
5. 2 欠格者でないこと	欠格者でないこと			
5. 3 技能証明等の保有又は経歴要件	本規程に対応している技能証明（4.2.2 に同じ）及び操縦教育証明を有していること。上級滑空機による 100 時間以上の機長としての飛行時間を含む 300 時間以上の滑空機による機長としての経験を有すること			
5. 4 技能認定	技能審査員が認定期間であること			
6. 教育施設				
6. 1 学科教育施設				
6. 1. 1 教室				
6. 1. 1. 1 教室配置	教育規程 4 章 教育施設の概要の別図1に記載する配置であること			
	妻沼訓練所			
	本部事務局会議室			
6. 1. 1. 2 教室面積	各訓練所について、1 つの期に在籍する訓練生が十分な余裕をもって収容できること。教育規程 4 章教育施設の概要の別表1 に記載する定員数に十分であること			
	妻沼訓練所			
	本部事務局会議室			

※監査結果は、適／否のどちらかに、レ点を記入する

項目	内容・監査基準	監査結果		備考
		適	否	
6. 1. 1. 3 照 明	各訓練所について、標準視力を有する者が疲労を感じることなく学習できる照明設備であること			
	妻沼訓練所			
	本部事務局会議室			
6. 1. 1. 4 机・椅子	各訓練所について、1 つの期に在籍する訓練生が十分な余裕をもって学習できる数量であること。教育規程 4 章 教育施設の概要の別表 1 に記載する数量であること			
	妻沼訓練所			
	本部事務局会議室			
6. 1. 1. 5 黒板その他の設備	各訓練所について、教育規程 4 章教育施設の概要の別表 1 に記載する内容と数量であること			
	妻沼訓練所			
	本部事務局会議室			

※監査結果は、適／否のどちらかに、レ点を記入する

項目	内容・監査基準	監査結果		備考	
		適	否		
6. 1. 2 教材等					
6. 1. 2. 1 教科書、参考書等	各訓練所において、教育規程 4 章に記載する学科教育に使用する教材が備えられ、最新改訂のものを使用していること				
	妻沼訓練所				
6. 1. 2. 2 学科教育に使用する模型・教材等	各訓練所において適切に保管されていること				
6. 2 実技教育施設					
6. 2. 1 実技教育用航空機	各訓練所において、教育規程 4 章別表 2 に記載する実技教育に使用する滑空機を適切に保安全管理していること				
6. 2. 2 滑空機曳航用航空機	各訓練所において、教育規程 4 章に記載する滑空機曳航用航空機を適切に保安全管理していること				
	妻沼滑空場				
6. 2. 3 滑空機曳航用ウインチ	各訓練所において、教育規程 4 章に記載する滑空機曳航用ウインチを適切に保安全管理していること				
	妻沼滑空場				
7. 教育課程					
7. 1 学科教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数	指定時の設定であること 改訂の場合はその理由が明確であること				
7. 2 実技教育の科目並びに科目ごとの教育時間総時間数					
7. 3 最大養成数					
7. 4 年間標準養成数					

※監査結果は、適／否のどちらかに、レ点を記入する

項目	内容・監査基準	監査結果		備考
		適	否	
8. 技能審査方法				
8. 1 技能審査方法 (再審査を含む)	技能審査員が認定されていること	✓		
	技能審査の被審査者の受審要件が充たされていること	✓		
	技能審査が教育規程 9 章に規定されている通りに実施されていること	✓		
	技能審査の記録類が確実に記録されていること	✓		
8. 2 判定基準の水準	指定時の設定であること 改訂の場合はその理由が明確であること	✓		
9. 指定養成施設の適切な運用のための制度	任用教育、技量維持教育、能力評価及び教官要件の確認を適切に実施していること	✓		
9. 1 教官に係る管理に関する制度	教育規程 11 章に規定する担当者、技能審査員及び訓練所長から構成する定例会議を定期的に開催し、教官の能力向上及び教育の標準化について検討していること。又、改善事を適切に反映していること	✓		
	新しい情報を適切に周知していること	✓		
9. 2 技能審査の結果についての評価に関する制度	技能審査毎に結果の評価を適切に実施していること	✓		
	教官会議を適切に開催し、教育内容等について検討していること。又、改善事項は適切に処理していること	✓		
9. 3 教育施設の維持管理に関する制度	各訓練所が、コース開始前に自己点検を行い、不具合が発生した場合は適切に処理していること	✓		

※監査結果は、適／否のどちらかに、レ点を記入する

項目	内容・監査基準	監査結果		備考
		適	否	
9.4 教育実績の記録の管理に関する制度	教官は、当該課程の教官であること	✓		
	教育時間を厳守していること	✓		
	追加教育(時間)を適切に実施していること	✓		
	再教育は適切に実施していること	✓		
	教育課程に示す記録類は確実に記録していること	✓		
10.教育実績				
10.1 当該教育	2年以上、3コース以上実施していること	✓		
10.2 修了者	10名以上を修了していること	✓		
10.3 技能審査の合格率	1回目の技能審査で合格率が80%以上のこと	✓		

※監査結果は、適／否のどちらかに、レ点を記入する

12 役員の状況と組織図

別紙	役員名簿	公益財団法人日本学生航空連盟	役員
〃	評議員名簿	〃	〃
〃	加盟団体名簿	〃	〃
〃	連盟の組織と指定養成施設との関係図		加盟校 大学・高校
〃	日本学生航空連盟組織図		

公益財団法人日本学生航空連盟役員
(順不同敬称略)

会 長	利 根 川 豊
専務理事	谷 川 史 郎
理 事	御 法 川 学 高 橋 周 平 福 本 信 次 東 野 伸 一 郎 深 田 浩 鈴 木 道 弘 太 田 洋 一 栗 山 修 長 峰 英 生
監 事	米 山 知 治 井 上 善 雄

2022年6月 理事11人 監事2人

公益財団法人日本学生航空連盟評議員
(順不同敬称略)

評議員	鈴木	與平
	前地	正道
	下山	琢夫
	高階	雅芳
	足立	修一
	蛸島	直夫
	那須	正毅
	宇佐	川幸
	土屋	宣克
	吉田	正三
	江澤	雄史
	小川	武史

2022年6月 評議員 12名

公益財団法人日本学生航空連盟 大学・高校名簿

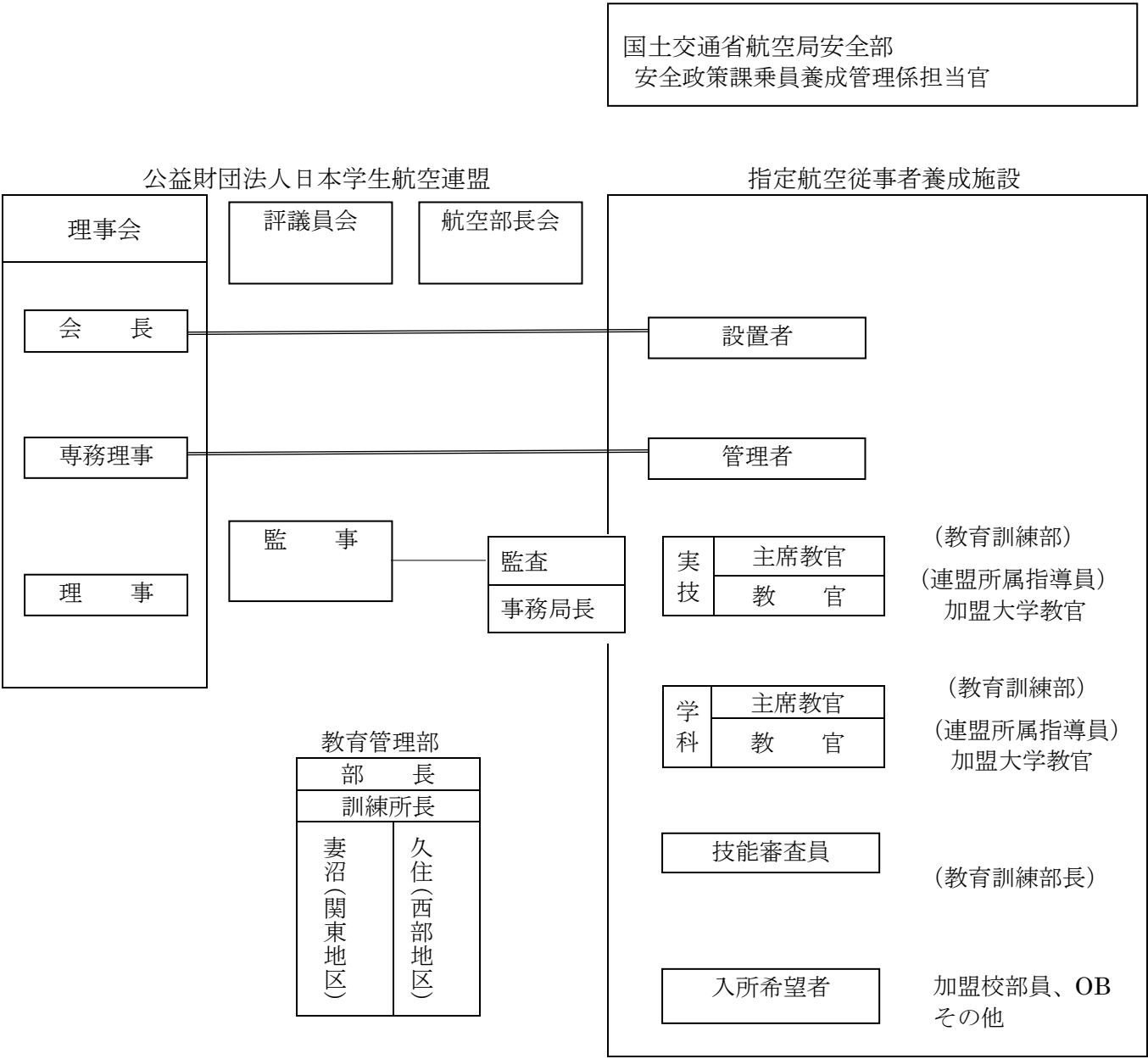
(順不同)

大 学・高 校 名	大 学・高 校 名
関東地区（24校） 青山学院大学 中央大学 法政大学 関東学院大学 早稲田大学 学習院大学 学習院女子大学 東京大学 東京工業大学 東京理科大学 首都大学東京 東海大学 慶応義塾大学 日本大学 工学院大学 立教大学 防衛大学校 千葉工業大学 明星大学 信州大学 東北大学 東京海洋大学 明治大学 慶応義塾高校 東海地区（9校） 名古屋大学 名古屋工業大学 南山大学 名城大学 愛知学院大学 岐阜大学 愛知工業大学 三重大学 中日本航空専門学校	関西支部（15校） 同志社大学 関西大学 関西学院大学 立命館大学 大阪府立大学 大阪大学 大阪工業大学 神戸大学 京都女子大学 龍谷大学 大阪市立大学 福井大学 平安女学院大学 大阪産業大学 京都大学 西部支部（11校） 福岡大学 熊本大学 熊本県立大学 九州大学 九州工業大学 西南学院大学 北九州市立大学 日本文理大学 崇城大学 福岡教育大学 第一工業大学

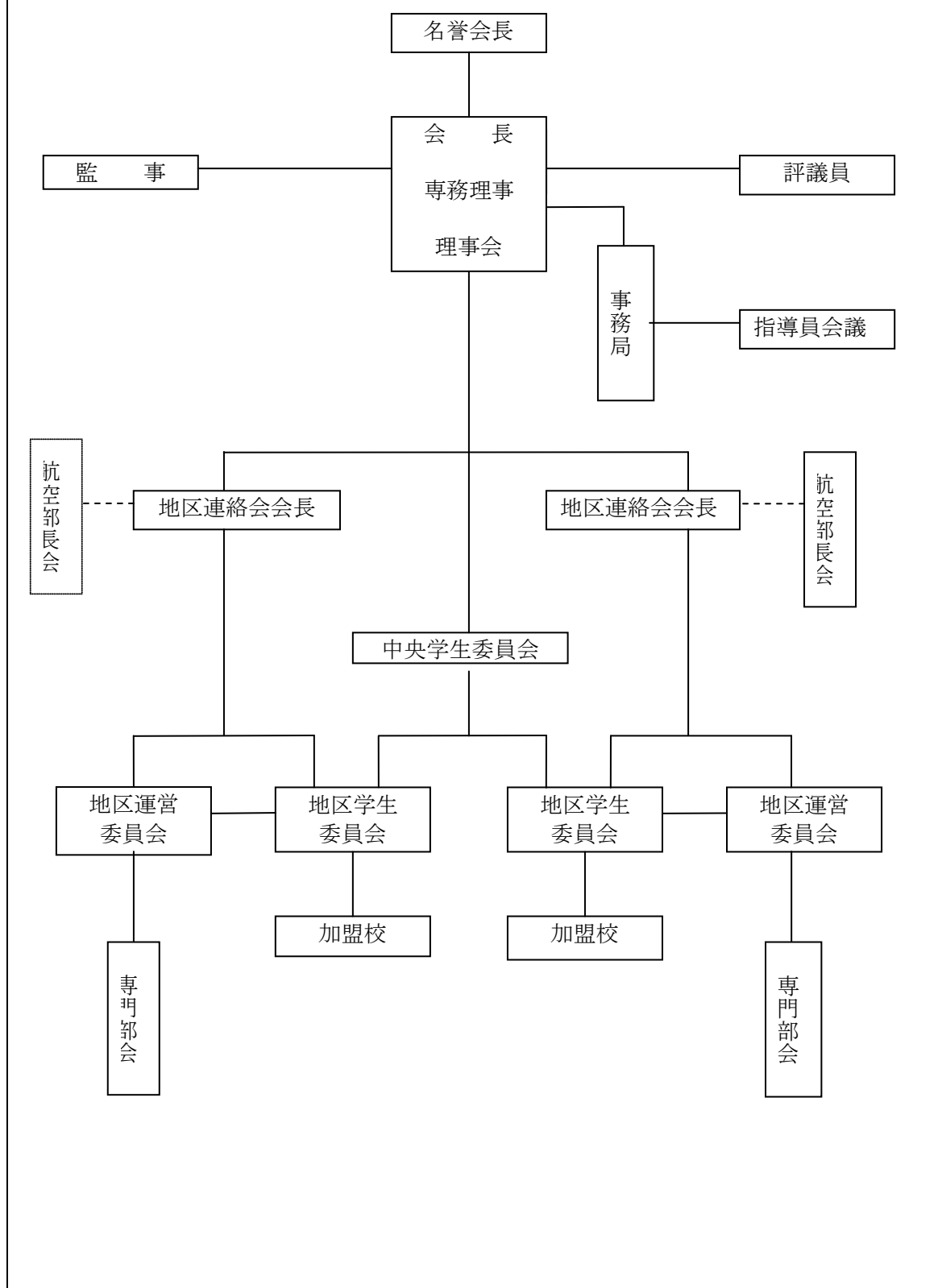
加盟校 計59校

(2014年4月現在)

日本学生航空連盟の組織と指定養成施設との関係図



日本学生航空連盟組織図



14 その他基準に適合する書類

- (1) 入所審査成績報告書（様式14－1）、入所審査判定要領・成績表（様式14－2）
- (2) 入所報告書（様式14－3）
- (3) 変更事項等報告書（様式14－4）
- (4) 滑空スポーツ訓練実施細則（別表一7）

平成12年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第144期H.12.11.26~ H.12.12.05			6	6	6	0	6	
第145期H.12.12.30~ H.13.02.05			8	8	8	0	8	
第146期H.13.01.20~ H.13.02.03			1	1	1	0	1	
第147期H.13.02.01~ H.13.02.25			6	6	6	0	6	
第148期H.13.03.18~ H.13.04.15			1	1	1	0	1	
平成12年度	5コース		22	22	22	0	22	
	(入所者数を基 数とした割合)			100%	100%	0%	100%	
通算	5コース		22	22	22	0	22	
	(入所者数を基 数とした割合)			100%	100%	0%	100%	

平成13年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第149期H.13.05.30~ H.13.06.09			3	3	3	0	3	
第150期H.13.06.01~ H.13.07.18			10	9	9	1	9	1名コースダウン
第151期H.13.07.02~ H.13.07.24			2	2	2	0	2	
第152期H.13.08.04~ H.13.08.21			4	4	4	0	4	
第153期H.13.08.21~ H.13.09.13			3	3	3	0	3	
第154期H.13.09.01~ H.13.09.27			11	11	11	0	11	
第155期H.13.10.06~ H.13.11.08			4	4	4	0	4	
第156期H.13.10.27~ H.13.11.16			6	6	6	0	6	
第157期H.13.11.01~ H.13.11.20			4	4	4	0	4	
第158期H.13.11.16~ H.13.12.07			2	2	2	0	2	
第159期H.13.12.02~ H.13.12.28			2	2	2	0	2	
第160期H.14.01.04~ H.14.02.15			2	2	2	0	2	
第161期H.14.01.26~ H.14.02.25			7	7	7	0	7	
平成13年度	13コース		60	59	59	1	59	
	(入所者数を基 数とした割合)			98%	98%	2%	98%	
通算	18コース		82	81	81	1	81	
	(入所者数を基 数とした割合)			99%	99%	1%	99%	

平成14年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第162期H.14.04.20~ H.14.05.19			4	4	4	0	4	
第163期H.14.05.25~ H.14.06.12			6	6	6	0	6	
第164期H.14.07.12~ H.14.08.09			5	5	4	1	4	1名審査不合格で退所
第165期H.14.07.29~ H.14.08.22			5	5	5	0	5	
第166期H.14.08.25~ H.14.09.24			6	6	6	0	6	
第167期H.14.09.06~ H.14.10.06			1	1	1	0	1	
第168期H.14.10.21~ H.14.11.11			6	6	6	0	6	
第169期H.14.11.01~ H.14.11.30			6	5	5	0	5	1名コースダウン
平成14年度	7コース		39	38	37	1	37	
	(入所者数を基 数とした割合)			97%	95%	3%	95%	
通算	25コース		121	119	118	2	118	
	(入所者数を基 数とした割合)			98%	98%	2%	98%	

平成15年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第170期H.15.09.10~ H.15.10.07			5	5	5	0	5	
第171期H.15.10.24~ H.15.11.20			7	7	7	0	7	
第172期H.15.10.25~ H.15.11.24			1	1	1	0	1	
第173期H.15.11.20~ H.15.12.20			3	3	3	0	3	
第174期H.15.12.23~ H.15.01.19			3	3	3	0	3	
第175期H.16.02.15~ H.16.03.15			9	3	3	0	3	6名コースダウン
平成15年度	6コース		28	22	22	0	22	
	(入所者数を基 数とした割合)			79%	79%	0%	79%	
通算	31コース		149	141	140	2	140	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	94%	1%	94%	

平成16年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 176 期H. 17. 01. 07~ H. 17. 02. 06			3	3	3	0	3	
平成 1 6 年度	1 コース		3	3	3	0	3	
	(入所者数を基 数とした割合)			100%	100%	0%	100%	
通算	3 2 コース		152	144	143	2	143	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	94%	1%	94%	

平成17年度

第177期（H.17.05.15～H.17.06.11）に発生した久住滑空場墜落事故により

平成19年12月29日まで指定養成は中止。

平成19年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第179期H.19.12.28~ H.20.01.28			4	4	4	0	4	
第180期H.20.02.17~ H.20.02.29			3	3	3	1	3	
平成19年度	2コース		7	7	7	1	7	
	(入所者数を基 数とした割合)			100%	100%	14%	100%	
通算	34コース		159	151	150	3	150	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	94%	2%	94%	

平成20年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第181期H.20.06.05~ H.20.07.04			4	4	4	0	4	
第182期H.20.06.26~ H.20.07.15			2	2	2	0	2	
第183期H.20.08.24~ H.20.09.12			7	6	6	0	6	1名コースダウン
第184期H.20.09.13~ H.20.10.17			3	3	3	0	3	
第185期H.20.10.20~ H.20.11.17			3	3	3	1	3	
第186期H.21.02.26~ H.21.03.26			1	1	1	0	1	
平成20年度	6コース		20	19	19	1	19	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	95%	5%	95%	
通算	40コース		179	170	169	4	169	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	94%	2%	94%	

平成 2 1 年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 187 期H. 21. 04. 13~ H. 21. 05. 12			5	5	5	2	5	
第 188 期H. 21. 05. 16~ H. 21. 05. 25			2	2	2	2	2	
第 189 期H. 21. 06. 19~ H. 21. 07. 04			4	4	4	0	4	
第 190 期H. 21. 08. 28~ H. 21. 09. 06			8	8	8	0	8	
第 191 期H. 21. 09. 12~ H. 21. 09. 17			3	3	3	1	3	
第 192 期H. 21. 11. 15~ H. 21. 11. 28			3	3	3	0	3	
第 193 期H. 22. 02. 25~ H. 22. 03. 17			4	3	3	0	3	1 名コースダウン
平成 2 1 年度	7 コース		29	28	28	5	28	
	(入所者数を基 数とした割合)			97%	97%	17%	97%	
通算	4 7 コース		208	198	197	9	197	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	95%	4%	95%	

平成 2 2 年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 194 期H. 22. 05. 22~ H. 22. 06. 06			4	4	4	1	4	
第 195 期H. 22. 06. 04~ H. 22. 06. 17			7	6	6	2	6	1名コースダウン
第 196 期H. 22. 09. 04~ H. 22. 09. 19			6	5	5	0	5	1名コースダウン
第 197 期H. 22. 09. 09~ H. 22. 09. 15			2	2	2	0	2	
第 198 期H. 22. 12. 24~ H. 23. 02. 10			4	4	4	0	4	
第 199 期H. 23. 02. 08~ H23. 02. 22			3	3	3	0	3	
平成 2 2 年度	6 コース		26	24	24	3	24	
	(入所者数を基 数とした割合)			92%	92%	12%	92%	
通算	5 3 コース		234	222	221	12	221	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	94%	5%	94%	

第 2 0 0 期は東日本大地震のため中止。

平成23年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 201 期H. 23. 04. 29～ H23. 05. 08			2	2	2	0	2	
第 202 期H. 23. 06. 25～ H23. 07. 12			1	1	1	0	1	
第 203 期H. 23. 07. 31～ H23. 08. 08			2	2	1	1	1	1名コースダウン
第 204 期H. 23. 09. 13～ H23. 10. 10			6	6	6	0	6	
第 205 期H. 23. 11. 18～ H23. 12. 08			3	3	3	0	3	
第 206 期H. 24. 01. 28～ H23. 02. 21			6	6	6	0	6	
第 207 期H. 24. 03. 19～ H24. 03. 30			5	5	5	0	5	
平成 2 3 年度	7 コース		25	25	24	1	24	
	(入所者数を基 数とした割合)			100%	96%	4%	96%	
通算	6 0 コース		259	247	245	13	245	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	95%	5%	95%	

平成24年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 208 期 H. 24. 06. 06～ H24. 06. 20			3	2	2	0	2	1名コースダウン
第 209 期 H. 24. 06. 15～ H24. 06. 28			5	5	5	0	5	
第 210 期 H. 24. 07. 25～ H24. 08. 07			5	3	3	0	3	2名コースダウン
第 211 期 H. 24. 11. 14～ H24. 12. 11			7	7	7	0	7	
第 212 期 H. 25. 02. 05～ H25. 03. 04			5	4	4	0	4	1名コースダウン
第 213 期 H. 25. 03. 06～ H25. 04. 30			2	2	2	0	2	
平成 2 4 年度	6 コース		27	23	23	0	23	
	(入所者数を基 数とした割合)			85%	85%	0%	85%	
通算	6 6 コース		286	270	268	13	268	
	(入所者数を基 数とした割合)			94%	94%	5%	94%	

平成25年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 214 期 H. 25. 04. 11～ H25. 05. 08			2	2	2	0	2	
第 215 期 H. 25. 06. 01～ H25. 06. 28			8	7	7	0	7	1名コースダウン
第 216 期 H. 25. 06. 10～ H25. 07. 07			2	2	2	0	2	
第 217 期 H. 25. 06. 13～ H25. 07. 10			4	4	4	0	4	
第 218 期 H. 25. 07. 04～ H25. 07. 31			1	1	1	0	1	
第 219 期 H. 25. 09. 25～ H25. 10. 11			1	0	0	0	0	1名退所
第 220 期 H. 25. 11. 11～ H25. 11. 25			3	3	3	0	3	
第 221 期 H. 26. 01. 27～ H26. 03. 20			3	3	3	0	3	
平成 2 5 年度	8 コース		24	22	22	0	22	
	(入所者数を基 数とした割合)			92%	92%	0%	92%	
通算	7 4 コース		310	292	290	13	290	
	(入所者数を基 数とした割合)			94%	94%	4%	94%	

平成26年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 222 期 H. 26. 04. 21～ H26. 05. 18			2	2	2	0	2	
第 223 期 H. 26. 05. 14～ H26. 07. 13			2	2	2	0	2	
第 224 期 H. 26. 06. 07～ H26. 06. 29			5	5	5	0	5	
第 225 期 H. 26. 06. 12～ H26. 07. 31			3	3	3	0	3	
第 226 期 H. 26. 06. 22～ H26. 07. 21			2	2	2	0	2	
第 227 期 H. 26. 06. 29～ H26. 07. 31			4	4	4	0	4	
第 228 期 H. 26. 08. 11～ H26. 09. 10			2	2	2	0	2	
第 229 期 H. 26. 09. 09～ H26. 10. 08			2	2	2	0	2	
第 230 期 H. 26. 09. 15～ H26. 10. 14			3	2	2	0	2	一名が本人都合により教育を中止
第 231 期 H. 26. 09. 15～ H26. 10. 14			4	4	4	0	4	
第 232 期 H. 26. 09. 21～ H26. 10. 20			3	3	3	0	3	
第 233 期 H. 26. 10. 14～ H26. 11. 12			1	1	1	0	1	
第 234 期 H. 26. 11. 07～ H26. 12. 06			2	2	2	0	2	
第 235 期 H. 27. 01. 04～ H27. 03. 04			3	3	3	0	3	
第 236 期 H. 26. 12. 27～ H27. 01. 26			3	3	3	0	3	
第 237 期 H. 26. 12. 25～ H27. 02. 24			3	3	3	0	3	
第 238 期 H. 27. 02. 03～ H27. 03. 02			2	2	2	0	2	
第 239 期 H. 27. 02. 08～ H27. 03. 07			3	3	3	0	3	

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 240 期 H. 27. 03. 06～ H27. 04. 05			2	2	2	0	2	
第 241 期 H. 27. 03. 06～ H27. 05. 05			3	3	3	1	3	
第 242 期 H. 27. 03. 21～ H27. 04. 20			2	2	2	0	2	
平成 2 6 年度	2 1 コース		56	55	55	1	55	
	(入所者数を基 数とした割合)			98%	98%	1. 7%	98%	
通算	9 5 コース		366	347	345	14	345	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	94%	4%	94%	

平成27年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 243 期 H. 27. 04. 21～ H27. 05. 20			3	3	3	0	3	
第 244 期 H. 27. 05. 30～ H27. 07. 31			3	3	3	0	3	
第 245 期 H. 27. 05. 22～ H27. 07. 21			2	2	2	0	2	
第 246 期 H. 27. 06. 08～ H27. 07. 31			1	1	1	0	1	
第 247 期 H. 27. 06. 15～ H27. 07. 31			2	2	2	0	2	
第 248 期 H. 27. 09. 09～ H27. 10. 31			2	2	2	0	2	
第 249 期 H. 27. 09. 10～ H27. 10. 31			1	1	1	0	1	
第 250 期 H. 27. 09. 15～ H27. 10. 31			1	1	1	0	1	
第 251 期 H. 27. 11. 09～ H27. 12. 08			1	1	1	0	1	
第 252 期 H. 27. 12. 02～ H27. 12. 31			3	3	3	0	3	
第 253 期 H. 27. 12. 12～ H28. 01. 11			3	3	3	0	3	
第 254 期 H. 27. 12. 29～ H28. 01. 31			3	3	3	1	3	
第 255 期 H. 28. 03. 13～ H28. 03. 31			4	4	4	0	4	
第 256 期 H. 28. 03. 17～ H28. 03. 31			3	3	3	0	3	
平成 27 年度	1 4 コース		32	32	32	1	32	
	(入所者数を基 数とした割合)			100%	100%	3. 3%	100%	
通算	1 0 9 コース		398	379	377	15	377	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	95%	4%	95%	

平成28年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 257 期 H. 28. 04. 18～ H28. 05. 17			3	3	3	0	3	
第 258 期 H. 28. 04. 25～ H28. 05. 24			2	2	2	0	2	
第 259 期 H. 28. 05. 28～ H28. 06. 27			4	4	4	0	4	
第 260 期 H. 28. 06. 18～ H28. 07. 17			2	2	2	0	2	
第 261 期 H. 28. 06. 12～ H28. 07. 11			3	3	3	0	3	
第 262 期 H. 28. 07. 18～ H28. 08. 17			3	3	3	0	3	
第 263 期 H. 28. 08. 11～ H28. 09. 10			2	2	2	0	2	
第 264 期 H. 28. 08. 12～ H28. 09. 11			3	3	3	0	3	
第 265 期 H. 28. 09. 12～ H28. 10. 11			1	1	1	0	1	
第 266 期 H. 28. 09. 13～ H28. 10. 12			3	0	0	0	0	教育期間が 8 週 を越え教育中止
平成 2 8 年度	1 0 コース		26	23	23	0	23	
	(入所者数を基 数とした割合)			88. 5%	88. 5%	0%	88. 5%	
通算	1 1 9 コース		424	402	400	15	400	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	94%	4%	94%	

平成29年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 267 期 H. 29. 03. 23～ H29. 05. 22			1	1	1	0	1	
第 268 期 H. 29. 05. 22～ H29. 06. 21			5	5	5	0	5	
第 269 期 H. 29. 06. 05～ H29. 07. 04			3	3	3	0	3	
第 270 期 H. 29. 06. 12～ H29. 07. 11			3	3	3	0	3	
第 271 期 H. 29. 06. 25～ H29. 07. 24			2	2	2	0	2	
第 272 期 H. 29. 08. 01～ H29. 08. 31			2	2	2	0	2	
第 273 期 H. 29. 07. 24～ H29. 08. 23			2	2	2	0	2	
第 274 期 H. 29. 07. 27～ H29. 08. 26			2	2	2	0	2	
第 275 期 H. 29. 08. 23～ H29. 09. 22			3	3	3	0	3	
第 276 期 H. 29. 09. 11～ H29. 10. 10			1	1	1	0	1	
第 277 期 H. 29. 10. 31～ H29. 11. 30			2	2	2	0	2	
第 278 期 H. 29. 11. 17～ H29. 12. 16			2	2	2	0	2	
第 279 期 H. 29. 11. 19～ H29. 12. 18			3	3	3	0	3	
第 280 期 H. 29. 12. 16～ H30. 01. 15			2	2	2	0	2	
第 281 期 H. 29. 12. 24～ H30. 01. 23			1	1	1	0	1	
第 282 期 H. 29. 12. 30～ H30. 01. 29			2	2	2	0	2	
第 283 期 H. 30. 01. 27～ H30. 03. 03			1	1	1	0	1	
第 284 期 H. 30. 02. 22～ H30. 02. 25			2	2	2	0	2	

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 285 期 H. 30. 02. 14～ H30. 03. 07			2	2	2	0	2	
第 286 期 H. 30. 02. 25～ H30. 03. 20			2	2	2	0	2	
第 287 期 H. 30. 03. 15～ H30. 03. 25			1	1	1	0	1	
第 288 期 H. 30. 03. 18～ H30. 04. 03			4	4	4	0	4	
平成 2 9 年度	2 2 コース		48	48	48	0	48	
	(入所者数を基 数とした割合)			100%	100%	0%	100%	
通算	1 4 1 コース		472	450	448	15	448	
	(入所者数を基 数とした割 合)			95%	95%	3%	95%	

平成30年度

コース及び教育期間		入所	受験	合格	再審	修了	備 考	
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数		者数
第 289 期 H. 30. 04. 08～ H30. 05. 04			4	4	4	0	4	
第 290 期 H. 30. 04. 23～ H. 30. 05. 03			2	2	2	0	2	
第 291 期 H. 30. 04. 30～ H. 30. 06. 14			3	3	3	1	3	
第 292 期 H. 30. 05. 21～ H. 30. 06. 09			3	3	3	0	3	
第 293 期 H. 30. 07. 31～ H. 30. 08. 19			2	2	2	0	2	
第 294 期 H. 30. 08. 12～ H. 30. 08. 23			2	2	2	0	2	
第 295 期 H. 30. 08. 18～ H. 30. 08. 30			2	2	2	0	2	
第 296 期 H. 30. 9. 14～ H. 30. 09. 24			1	1	1	0	1	
第 297 期 H. 30. 10. 15～ H. 30. 11. 04			2	2	2	1	2	
第 298 期 H. 30. 10. 24～ H. 30. 11. 11			1	1	1	0	1	
第 299 期 H. 30. 11. 16～ H. 30. 11. 25			2	2	2	0	2	
第 300 期 H. 30. 12. 01～ H30. 01. 13			3	3	3	0	3	
第 301 期 R. 2. 01. 26～ R. 2. 02. 05			2	2	2	0	2	
第 302 期 R. 2. 01. 27～ R. 2. 02. 18			3	3	3	0	3	
第 303 期 R. 2. 02. 26～ R. 2. 03. 25			2	2	2	0	2	
第 304 期 H. 30. 03. 14～ R. 2. 03. 27			1	1	1	0	1	

平成 30 年度	1 6 コース	35	35	35	2	35	
	(入所者数を基 数とした割合)		100%	100%	6%	100%	
通算	1 5 7 コース	507	485	483	17	483	
	(入所者数を基 数とした割合)		96%	95%	3%	95%	

平成31年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 305 期 H. 31. 04. 24～ H. 31. 05. 17			3	3	3	0	3	
第 306 期 H. 31. 05. 15～ H. 31. 05. 30			2	2	2	0	2	
第 307 期 H. 31. 05. 31～ H. 31. 06. 18			3	3	3	0	3	
第 308 期 H. 31. 06. 08～ H. 31. 07. 06			1	1	1	0	1	
第 309 期 H. 31. 08. 17～ H. 31. 09. 197			1	1	1	0	1	
第 310 期 H. 31. 08. 17～ H. 31. 09. 07			2	2	2	0	2	
第 311 期 H. 31. 09. 08～ H. 31. 09. 28			2	2	2	0	2	
第 312 期 H. 31. 09. 04～ H. 31. 09. 20			2	2	2	0	2	
第 313 期 H. 31. 09. 16～ H. 31. 09. 29			3	3	3	0	3	
第 314 期 H. 31. 10. 21～ H. 31. 12. 08			2	2	2	0	2	
第 315 期 H. 31. 10. 18～ H. 31. 12. 08			2	2	2	0	2	
第 316 期 H. 31. 11. 18～ H. 31. 12. 08			2	2	2	0	2	
第 317 期 H. 32. 02. 03～ H32. 03. 30			2	2	2	0	2	
第 318 期 H. 32. 02. 12～ H32. 02. 25			2	2	2	0	2	
第 319 期 H. 32. 02. 13～ H32. 06. 19			3	0	0	0	0	3 名とも次回に 編入
平成 31 年度	1 5 コース		32	29	29	0	29	
	(入所者数を基 数とした割合)			91%	91%	0%	91%	緊急事態宣言の ため 3 名編入
通算	1 5 7 コース		539	514	512	17	512	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	95%	3%	95%	

令和2年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 320 期 R. 2. 08. 25. ～ R. 2. 09. 16			6	6	6	0	6	
第 321 期 R. 2. 09. 13～ R. 2. 09. 23			2	2	2	0	2	
第 322 期 R. 2. 10. 31～ R. 2. 11. 23			2	2	2	0	2	
第 323 期 R. 2. 11. 26～ R. 2. 12. 20			3	3	3	0	3	
第 324 期 R. 2. 11. 19～ R. 2. 12. 16			3	3	3	0	3	
第 325 期 R. 2. 12. 12～ R. 3. 01. 10			3	2	2	0	2	緊急事態宣言で 1 名退所
第 326 期 R. 3. 01. 05～ R. 3. 02. 01			1	0	0	0	0	緊急事態宣言で 1 名退所
第 327 期 R. 3. 02. 24～ R. 3. 03. 04			1	1	1	0	1	
第 328 期 R. 3. 03. 13～ R. 3. 03. 27			3	3	3	0	3	
第 329 期 R. 3. 03. 10～ R. 3. 03. 24			1	1	1	0	1	
令和 2 年度	1 0 コース		25	23	23	0	23	
	(入所者数を基 数とした割合)			92%	92%	0%	92%	
通算	1 6 7 コース		564	537	535	17	535	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	95%	3%	95%	

令和3年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第 330 期 R. 3. 04. 06～ R. 3. 05. 06			3	3	3	0	3	
第 331 期 R. 3. 05. 13～ R. 3. 05. 30			3	3	3	0	3	
第 332 期 R. 3. 06. 25～ R. 3. 08. 22			2	2	2	0	2	
第 333 期 R. 3. 07. 05～ R. 3. 08. 01			2	2	2	0	2	
第 334 期 R. 3. 07. 04～ R. 3. 07. 24			3	3	3	0	3	
第 335 期 R. 3. 08. 30～ R. 3. 09. 21			2	2	2	0	2	
第 336 期 R. 3. 09. 18～ R. 3. 10. 30			2	2	2	0	2	
第 337 期 R. 3. 10. 10～ R. 3. 11. 13			2	2	2	0	2	
第 338 期 R. 3. 11. 07～ R. 3. 11. 23			2	2	2	0	2	
第 339 期 R. 3. 12. 06～ R. 3. 12. 19			1	1	1	0	1	
第 340 期 R. 4. 01. 04～ R. 4. 01. 16			1	1	1	0	1	
第 341 期 R. 4. 01. 05～ R. 4. 01. 16			2	2	2	0	2	
第 342 期 R. 4. 02. 01～ R. 4. 02. 26			3	3	3	0	3	
第 343 期 R. 4. 01. 31～ R. 4. 02. 19			2	2	2	0	2	
第 344 期 R. 4. 02. 21～ R. 4. 03. 27			1	1	1	0	1	
令和 3 年度	1 5 コース		31	31	31	0	31	
	(入所者数を基 数とした割合)		100%	100%	100%	0%	100%	
通算	1 8 2 コース		595	568	566	17	566	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	95%	3%	95%	

令和4年度

コース及び教育期間			入所	受験	合格	再審	修了	備 考
期 別	入所日	修了証明 書交付日	者数	者数	者数	査数	者数	
第345期 R. 4. 05. 01～ R. 4. 05. 15			3	3	3	0	3	
第346期 R. 4. 05. 21～ R. 4. 06. 10			2	2	2	0	2	
第347期 R. 4. 5. 31～ R. 4. 06. 18			1	1	1	0	1	
第348期 R. 4. 07. 13～ R. 4. 08. 21			3	3	3	0	3	
第349期 R. 4. 07. 29～ R. 4. 08. 03			1	1	1	0	1	
第350期 R. 4. 09. 10～ R. 4. 09. 25			2	2	2	0	2	
第351期 R. 4. 09. 14～ R. 4. 09. 26			2	2	2	0	2	
第352期 R. 4. 10. 07～ R. 4. 11. 02			2	2	2	0	2	
第353期 R. 4. 10. 16～ R. 4. 11. 06			2	2	2	0	2	
第354期 R. 4. 11. 06～ R. 4. 12. 11			4	4	4	0	4	
第355期 R. 4. 11. 25～ R. 4. 12. 18			1	1	1	0	1	
第356期 R. 5. 01. 05～ R. 5. 01. 17			1	1	1	0	1	
第357期 R. 5. 01. 25～ R. 5. 02. 16			3	3	3	0	3	
第358期 R. 5. 02. 08～ R. 5. 02. 19			3	3	3	0	3	
第359期 R. 5. 02. 12～ R. 5. 03. 03			2	2	2	0	2	
令和4年度	15コース		32	32	32	0	32	
	(入所者数を基 数とした割合)		100%	100%	100%	0%	100%	
通算	197コース		627	600	598	17	598	
	(入所者数を基 数とした割合)			95%	95%	3%	95%	

14 その他基準に適合する書類

- (1) 入所審査成績報告書（様式14－1）、入所審査判定要領・成績表（様式14－2）
- (2) 入所報告書（様式14－3）
- (3) 変更事項等報告書（様式14－4）
- (4) 滑空スポーツ訓練実施細則（別表一7）

入所審査成績報告書			総合判定	
(上級滑空機)				
① 受 審 者 調 書 (受審者記入欄)				
ふりがな		生年月日		
氏 名		年 月 日生		
受審する資格	審査の種類		既得の技能証明	
自家用操縦士	技能証明		_____No_____	
審 査 に 使 用 す る 滑 空 機			操縦練習許可書番号	
等 級	型 式	国籍・登録記号	No _____	
上級滑空機	式 型	J A	有 効 期 限	
			_____年 月 日	
現 住 所	郵便番号			
連 絡 先 (大学名)	電話番号			
学科試験合格	年 月 日 受験地			
飛 行 経 歴 (入所審査を受ける前までの経歴を記入)				
上級滑空機の総飛行時間および回数		時間	分	回
受審する滑空機と同型式の滑空機の飛行時間、回数		時間	分	回
滑空機・上級による単独飛行時間および回数		時間	分	回
② 教 官 の 証 明 (指定養成教官記入欄)				
受審者 _____ は入所要件に係る飛行経歴および所定の技能を有していることを証明します。				
教官の有する技能証明の資格と番号 _____		操 縦 士 No _____		
年 月 日		操縦教育証明No _____		
教官署名 _____				
③ 審 査 の 実 施 (担当者記入欄)				
期日	年 月 日	場所	担当者	
(特記事項)				

※総合判定は合格、年号は西暦表示とする

入所審査判定要領・成績表

氏名 _____

書類審査

課 目	判 定 要 領	判定
航空経歴(入所審査前の経歴を記入)	ログブックにより必要経歴を確認	
操縦練習許可書	有効期限、単独飛行証明	
学科試験合格通知書	合格年月日の確認	

口述審査

課 目	判 定 要 領	判定
1 運航に必要な知識(AIMの内容の理解)		
1-1 有視界飛行方式 諸規則の適用	飛行空域によるVMC違いを理解しているか	
1-2 航空交通管制の概要、管制圏、管制区の航行	航行に必要な装備などの理解度	
1-3 飛行場標識など	R/Wマーキングなど	
1-4 搜索救難、フライトプラン	飛行計画の意味を理解	
1-5 安全対策(ヒューマンファクター等	高高度の影響、薬物、G など理解しているか 人間の能力の限界に関する事項	
1-6 報告の義務	機長の義務の理解	
2 航空機事項		
2-1 諸元、運用限界	受審機の基本性能を理解しているか	
2-2 運航形態(重量、バンク角など)の変化による性能への影響	正しく理解しているか	
2-3 飛行高度、温度、風等による性能への影響	〃	
2-4 通常操作及び緊急操作の手順	〃	
3 飛行前作業		
3-1 使用航空機の耐空性の確認	必要書類、整備記録などの確認ができるか	
3-2 適切な重量重心の管理	確実に確認できるか	
3-3 航空情報、空域の理解とノータムチェックの方法	TCA、訓練空域等の確認、NOTAM が読めるか	
3-4 気象情報の解読、ウエザーミニマムの理解	情報を解読でき、飛行の可否が判断できるか	
3-5 滑空機取り扱い	日常点検、取り扱いができる知識経験があるか	

※判定は、レ点とする

様式 14-2

実技審査

科 目	判 定 要 領	判定
1 離着陸		
1-1 発航準備	チェックリストによる確実な準備ができるか	
1-2 離陸(横風、強風含む)	安全な離陸 適正上昇角、曳航速度の管理	
1-3 場周経路の飛行	適切な高度、経路で飛行できること	
1-4 基本着陸	安定した指定地着陸(60メートル)	
1-5 横滑りからの着陸	スリップ中危険な姿勢にならないこと、 確実なリカバリー	
2 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作 (2科目以上を指定して実施する、未実施は一表示)		
2-1 低速飛行	円滑で釣り合いの取れた操作	
2-2 失速と回復操作	的確な回復操作、2次失速させない、 旋回中のバンク±10度	
2-3 急旋回	円滑で釣り合いの取れた操作 速度±18km/h、停止方向±10度 傾斜角の維持、	
2-4 最良滑空速度による滑空	大気の状態による適正速度が設定できる 速度±9km/h	
2-5 最小沈下速度による滑空	最小滑空速度 ±9km/h	
2-6 地上目標を中心とした旋回	所定の経路の滑空 柔軟円滑な操作と注意力の配分	
3 ソアリング (可能な時のみ実施、口述でよい)		
3-1 各種ソアリング	基礎的な知識があるか 他機警戒を含む安全対策ができるか	
4 異常時及び緊急時の操作 (口述で確認する)		
4-1 曳航索の追い越し、索切れ、離脱不能 曳航速度の超過・低下 曳航中のポーポイズイング	対応可能な知識・経験があるか	
4-2 諸系統又は装置の故障	異常時及び緊急時の判断及び操作	
4-2 場外着陸	地点の設定と必要な操作 目測及び速度	
4-3 背風着陸	背風着陸操作の説明	
5 総合能力		
5-1 計画性・判断力	安全に飛行でき、予期される危険を回避できる	
5-2 状況認識	状況を正しく認識し、落ち着いて判断できる	
5-3 規則の遵守	規定規則を遵守する能力があること	

※判定は、レ点とする

指定航空従事者養成施設

入 所 報 告 書

指定学連 第 号
年 月 日

国 土 交 通 大 臣

殿

指定航空従事者養成施設
公益財団法人 日本学生航空連盟
管理者

標記について、下記の通り入所いたしますので、ご報告申し上げます。

記

1. 課 程 名 自家用操縦士の技能証明
 航空機の種類 滑空機
 航空機の等級 上級滑空機
2. 期 別 第 期 (年)
3. 訓練期間 年 月 日～ 年 月 日
4. 実施場所 日本学生航空連盟 滑空場名
5. 実技教育パターン 曳航
6. 訓練生氏名 ○○ ○○ (大学名)
 ○○ ○○ (大学名)

計 名
以上

指定航空従事者養成施設

変更事項等報告書

指定学連 第 ____ 号
年 月 日

国土交通大臣

殿

指定航空従事者養成施設
公益財団法人日本学生航空連盟

管理者

期別 ____ 期（指定学連第 ____ 号、____ 年 ____ 月 ____ 日）の入所
報告書の内、下記の事項について変更いたしましたので報告いたします。

記

1. 期 別 第 期（ 年）

2. 変更事項

3. 変更理由

4. 今後の対応

以上

(別表 7)

滑空スポーツ訓練実施規則

公益財団法人 日本学生航空連盟

第一 総 則

(目 的)

- 1-1. この規則は日本学生航空連盟加盟団体（以下加盟団体という）が滑空スポーツ訓練を安全に実施するための基本と、機材の運用等に関する方法を定め、加盟団体が自主的に行う訓練の健全な発展に資することを目的とする。

(構 成)

- 1-2. 加盟団体の滑空スポーツ訓練（以下滑空訓練という）はその実施団体が団体ごとに定める手続きを経て自発的に行なうものとする。
- 1-3. 滑空訓練の単位が2以上の加盟団体の構成員によって編成されるときは、主宰する団体を定め、その責任において実施するものとする。この場合、参加者が訓練生だと訓練協力者だとを問わない。

(法 令 と 規 則)

- 1-4. 滑空訓練実施にあたっては次の規則を守らなければならない。
- (1) 航空法
 - (2) 航空法施行令及び同規則
 - (3) 日本学生航空連盟滑空スポーツ訓練実施規則及び関係諸規則

第二 滑空スポーツ訓練従事者

(滑 空 訓 練 生)

- 2-1. 滑空訓練生（以下訓練生という）とは未だ技能証明を有しないものをいう。
- 2-2. 訓練生は指導員の監督のもとにおいてのみ滑空訓練を行なうことができる。
- 2-3. 技能証明の所有者であっても、更に上級の教育を受けるときは訓練生とみなされる。

(指 導 員 及 び 助 手)

- 2-4. 滑空訓練は別に定める滑空指導員規定により、本連盟がその資格を認定したものにより行なう。
- 2-5. 指導員は国の定める滑空機操縦教育証明を受けたものでなければならない。
- 2-6. 指導員はその滑空訓練において訓練生の教育について責任を有する。
- 2-7. 指導員は必要に応じ訓練指導のため助手を設けることができる。
- 2-8. 助手は国の定める滑空機操縦教育証明を受けたものでなければならない。

(発 航 管 理 者)

- 2-9. 発航管理者とは滑空機発航の安全と秩序の維持にあたるものをいう。
- 2-10. 発航管理者は指導員または指導員によって指名されたものがこれにあたる。
- 2-11. 指導員が発航管理者を指名する場合は、滑空機の発航についての的確な状況の判断ができるものを選ばなければならない。

(ウ イ ン チ 曳 航 者)

- 2-12. 発航用ウインチ曳航者は普通自動車運転免許証を有し、ウインチ曳航による単独飛行の能力があり、ウインチ曳航に必要な知識・技能があるもので本連盟に登録されたものとする。

(別表 7)

第三 滑空機の運航

(滑空訓練の原則)

- 3-1. 滑空訓練は本連盟の定める教育計画、訓練シラバスを基準とし、その実施要領に従って行なうものとする。シラバスの進捗は操縦練習生の状況を考慮して余裕を持って進捗させる。
- 3-2. 加盟団体は訓練実施にあたっては予め訓練所ごとに実施計画を提出し、訓練所長の同意を得て訓練を行なうものとする。
- 3-3. 訓練参加者は、有効な練習許可書または身体検査証明を有し、管制区内で操縦練習をする場合は、法 9 2 条の申請の許可を受ける。また、法に定める無線装備がない滑空機を使う場合は法 6 0 条の申請の許可を得ること。
- 3-4. 滑空訓練実施前、指導員は訓練生を集合させ当日の訓練の事前説明を行うと共に、訓練準備完了を点検表によって調査し、全般の安全性を確認しなければ訓練を開始してはならない。
- 3-5. 指導員は自ら心身を健全な状態に保つことを心掛け、日々訓練生の健康状態に留意し、訓練期間ならびに時間の調整を行なうものとする。
- 3-6. 滑空訓練の期間、発航回数、訓練生の 1 日の搭乗回数等は地域の状況、季節の状態に応じ訓練所ごとのその限度を規制するものとする。指導員の指導期間、搭乗回数等についても同様とする。

(ピストの構成)

- 3-7. ピスト（指揮所）は、発航管理者および記録係で構成する。
- 3-8. ピストにおいてそれぞれの担当者が交代する場合には、必ず状況の申し送り、引き継ぎを実施しなければならない。

(通信連絡)

- 3-9. 滑空訓練に使用する通信方法は原則として滑空訓練専用周波数無線機を使用する。また旗通信、有線電話を使用することができる。
- 3-10. 専用周波数無線機は、少なくともピスト、ウインチと滑空機には設置しなければならない。
- 3-11. 専用周波数無線機の取り扱いは電波関係諸規定に従って行なうものとする。
- 3-12. 2 以上の滑走路を同時に使用する訓練においては、無線交信の混乱を生じないように、それぞれの指導員は調整を行わなければならない。

(発航方法)

- 3-13. 滑空訓練の発航方法は原則としてウインチ曳航、航空機曳航、自動車曳航、ゴム索曳航の 4 種とする。
- 3-14. それぞれの発航方法は別に定める発航要領によって行なう。

(試験飛行)

- 3-15. 日常訓練の試験飛行は、指導員または指導員の指名する技能証明を有するものが前席において行なう。

(滑空機の運用)

- 3-16. 削除 (2003. 3. 31)
- 3-17. 試験飛行は点検表（チェックリスト）によって行ない、少なくとも次の事項を確認しなければならない。
 - (1) 機体の調整状態
 - (2) 操縦装置、計器の作動状況
 - (3) 機体装備品、無線の交信状態
 - (4) 曳航状態
 - (5) その他目的に応じた必要事項
- 3-18. 滑空機は規定された運用限界内で運用し、単座による飛行の場合には、重心位置は許容重心位置範囲の中心付近で飛行する。但し、搭乗者の重量、機体の整備状況等により許容重心範囲

(別表 7)

の中心から±20%を超える場合は、連盟へ届ける事を条件に前方のみ許容重心位置範囲限界まで広げられるものとする。

3-19. 翼面荷重の高い高性能機に搭乗する時は、「高性能単座機の搭乗規程」に沿って飛行する。

(場 周 経 路 の 飛 行)

3-20. 場周経路上の飛行は離着陸する滑空機の飛行を優先し、科目やソアリングは場周経路上を飛行する滑空機に支障のない様に実施する。

3-21. 対地高度 2 5 0 m 以下は、場周飛行を組み立てるための高度とし、ソアリングなど通常より速度を低下させて実施する科目は実施しない。

3-22. 場周経路上のチェック・ポイント(ダウン・ウインド・レグ上、接地帯標識アビームの位置、以下 C P という)を対地高度 1 7 0 m 以上で通過する。チェック・ポイント通過後は原則として当該機の推奨最小進入速度に + 5 km/h 以上の速度を増速して飛行する。

(単 独 飛 行)

3-23. 指導員が訓練生に対し単独飛行を行わせるときは、単独飛行に係る安全基準(空乗第 2 1 0 3 号 平成 9 年 1 2 月 1 8 日)に従い、下記の事項に留意して実施しなければならない。

(1) 技量認定 :

単独飛行回数 3 回以下の単独飛行実施について、各回毎に複数の操縦教員又は一人の場合は複数回で実施して訓練生の技量の安定性も含めて確認する。

連続して 1 週間以上飛行しなかった場合は、単独飛行を実施させる前に教官に技能認定を行わせると共に、合宿初日に単独飛行回数 1 0 回未満の単独飛行を実施する場合は、各回毎に複数の操縦教員又は一人の場合は複数回で実施して訓練生の技量の安定性も含めて確認する。

(2) 飛行内容 :

単独回数が 1 0 回未満の訓練生が飛行する場合、飛行の目的を明確にして、離着陸の安定性を重視して実施する。

(3) 監督者の飛行中の役割 :

操縦教員は飛行監督者の責任と義務を認識して、操縦練習生の飛行中は常に飛行状況をピスト周辺で監督して、操縦練習生への指示やアドバイスを適確に実施出来る様にする。

(曲 技 飛 行)

3-24. 曲技飛行は法律による制限と許可を受けなければ実施してはならない。

3-25. 曲技飛行訓練は 3 5 による場合といえども、訓練所長の許可がなければ実施してはならない。

(同一上昇風帯での飛行)

3-26. 同一及び接近する上昇風帯(以下、上昇風という)内における滑空機相互の飛行方式は次の通りとする。

(1) 先入機を優先とする

(2) サーマルにエントリーする機体は先入機に無線でコンタクトして、了承を得てエントリーする

(3) 先入機と同一方向に同心円で旋回する

(4) 先入機とエントリー機は相互に視認できる位置を保つ

(5) 滑空機相互間の高度差は 1 5 0 m 以上を保つ。高度差を保てず飛行経路が互いに交差する可能性のある場合は、接近した水平距離を 5 0 0 m 以上維持する

(6) 互いに視認できない時は、その上昇風から離脱する

(7) 同一上昇風帯での練習飛行(ガグル・トレーニング)を実施する場合、各滑空場の運航

(別表 7)

要領に従って実施する

(無 謀 操 縦 の 禁 止)

3-27. 滑空訓練規則に対する違反、許可されていない者の曲技飛行、他の滑空機への妨害、低空における不必要な旋回、急降下等すべての無謀操縦を禁止する。

(最 低 気 象 条 件)

3-28. 滑空訓練は必ずVMC状態において行ない、次の基準を超えるときは直ちに中止しなければならない。

(1) 正対風で10m/secを超えるとき、または突風度の激しいとき

(2) 横風成分4m/sec (15km/h)以上

(3) 背風成分2m/sec以上

3-29. 上空に危険を予想される乱気流があるときは直ちに訓練を中止し、状況の回復をまたなければならない。

3-30. 遠雷を聞き閃光が5マイル(9km)以内にあると予想されるときは直ちに訓練を中止して待機する。

3-31. 横風のため曳航索が滑空場外に落下するおそれのあるときは訓練を中止しなければならない。

第四 滑空場、空域及び情報など

(滑 空 場 等)

4-1. 滑空訓練実施にあたり本連盟滑空場を使用するときは、本連盟滑空場管理規則に従って行わなければならない。

4-2. 本連盟滑空場以外の滑空場、公共用飛行場(空港)の使用にあたっては、当該滑場等の規則を守るとはもちろん、本連盟滑空場管理規則の精神を尊重し、安全かつ有効に訓練を行わなければならない。

4-3. 公共用飛行場(空港)を使用する際は、その特殊性を考え、訓練の安全を確保するために必要な人員構成に留意しなければならない。

(訓 練 空 域)

4-4. 訓練空域は、滑空場ごとに定める空域を守らなければならない。

4-5. 特殊な滑空訓練(高度距離飛行等)の実施にあたっては、必要な装備品を装備し、予め所定の手続きを経て実施するものとする。

(航 空 情 報)

4-6. 滑空訓練実施にあたって指導員は必要に応じ、所管する地方航空局と連絡し、航空情報の提供を受け、状況の把握に努めなければならない。

(気 象 情 報)

4-7. 滑空訓練中、指導員はたえず気象情報に注意し次のことを守らなければならない。

(1) ラジオ等の気象通報を聴取し、訓練飛行中の気圧配置を常に留意する事。

(2) 最寄りの気象台、新聞等の天気図、航空気象通報を利用し、最新の気象情報を収集すること。

第五 滑空訓練機材等の安全性

(滑 空 機 の 取 扱 い)

5-1. 滑空訓練に使用する滑空機は常に整備し、最良の状態に保つため次に留意しなければならない。

(1) 滑空機は法令の定めるところにより登録され、かつ有効な耐空証明を有するものを使用すること。

(2) 滑空機は定められた点検表(チェックリスト)により、訓練開始前と終了後に日常点検を行ない、結果を指導員に報告しなければならない。

(3) 機長は定められた点検表(チェックリスト)により、出発の都度、離陸前点検を行ない、

(別表 7)

異常の有無を確認しなければならない。

- (4) 滑空機の点検中、不備な点を発見し、又は疑問を生じたときは発航を中止し、有資格整備士（または耐空検査員）の指示を受けるものとする。
- (5) 滑空機の修理は必ず専門技術者の指導のもとに行ない、訓練生の判断による修理を実施してはならない。
- (6) 修理改造検査を要するものにあつては所定の手続きを経て、検査を受け合格したものでなければ飛行に使用してはならない。
- (7) 修理した滑空機は、指導員が試験飛行を行ない、安全性を確認した後、訓練に使用するものとする。この場合試験飛行は 32、33 に準ずる。

(ウインチ及び曳航索)

5-2. 滑空訓練に使用するウインチおよび曳航索は常に整備し、最良の状態に保つため次に留意しなければならない。

- (1) 曳航用ウインチには必ずウインチ整備日誌を備付け、訓練開始にあたってウインチ曳航者はこれを指導員に提出し、点検を受けるものとする。不調または不良のときは直ちに訓練を中止し、指導員の指示を受けて完全に整備し、飛行に危険のない状態を確認した後、開始しなければならない。
- (2) 曳航索は規定回数ごとに必ず点検し、不良箇所を廃除する。
- (3) 曳航索には規定通りのヒューズを備えていなければならない。
- (4) 索パラシュートの使用は滑空場の状況、気象状況などに応じ指導員の指示を受けるものとする。

(滑空機の繫留)

5-3. 滑空機の繫留は滑空場管理規則（本連盟滑空場以外にあつては当該滑空場、飛行場等規則）に従い、必ず一定区域内に行なう。

5-4. 繫留は定められた要領に従って完全に実施し、強風時等必要に応じて機体監視をするものとする。

(索引車)

5-5. 普通自動車運転免許証を有し、指導員の認めたものでなければ索引車を運転してはならない。

5-6. 索引車運転の教育は指導員の指名する経験者が同乗して指導し、的確な状況判断ができ、また滑空場の保護の知識を有するまで単独で行なわせてはならない。

5-7. 索引車は必ず点検表を備え、日常点検を行なうものとする。

5-8. 索引車の運転者は訓練中周囲の状況について常に監視し、索引中に危険を感じたときは直ちに索を離脱し、安全な場所に回避しなければならない。

(一般車両)

5-9. 滑空場内における一般車両は、その関係法令に従うほか、滑空場管理規則（本連盟滑空場以外にあつては当該滑空場、飛行場規則等）ならびに次に従って運行するものとする。

- (1) 滑空場内で車両は最高速度 50 km/h を超えてはならない。（索曳き等の車両は 40 km/h 以下とする）また、急発進、急停止、急回転など滑走路面を傷つける運転をしてはならない。
- (2) 滑空場内では定められた位置に駐車し、また即時に移動できる状態にしておかなければならない。
- (3) 車両の運転者は上空、地上にある機体および曳航索等の位置を常に確認する。特別に許可のある場合以外は滑走路を横断してはならない。
- (4) 車両は原則として座席以外に人を乗せてはならない。

第六 雑 則

(救急用具)

(別表 7)

- 6-1. 救急用具は定められた数量を所定の位置に常備しなければならない。
- 6-2. 救急用具は訓練開始にあたって指導員が点検するものとする。
- 6-3. 用具は数量のみならず、その有効期限を必ず点検しなければならない。
- (緊 急 処 置)
- 6-4. 訓練生の人身事故、滑空機の大破および第 3 者に被害を与えたときは指導員は直ちに訓練を中止し、次の処置を講じ、所属団体責任者ならびに訓練所長に報告しなければならない。
- (1) 負傷者は応急手当を実施するとともに、直ちに救急の処置を講じ最寄りの病院等で手当てを受けさせること。
 - (2) 現場を保存し、航空局係官に報告してその指示を受けるとともに、所轄警察署に通報し事故の調査と捜査に協力するものとする。
 - (3) 事故の現場は写真撮影等の方法で記録し、所定の事故報告書を速やかに提出すること。
- 6-5. 非常の際の緊急連絡のため、次を含む連絡場所と方法は掲示によって備えつけなければならない。
- (1) 所属団体責任者（又は代理者）、訓練所長の電話
 - (2) 所管航空局空港事務所の電話
 - (3) 所轄警察署（又は駐在所）の電話
 - (4) 最も近い医院の電話
 - (5) 救急車出動要請の電話
 - (6) 日本学生航空連盟の電話
- (保 険 等)
- 6-6. 滑空スポーツ訓練に従事するにあたっては、万一の場合に備え航空保険、傷害保険をかけることの重要性を十分に認識しなければならない。
- 6-7. 訓練に使用する滑空機は、少なくとも第 3 者賠償保険および搭乗者保険をかけるものとする。
- 6-8. 本連盟に加盟し滑空スポーツ訓練に参加する全ての者は、定められた書式に従って加入申込書に署名し、提出しなければならない。

付 則

(実 施 期 日)

この規則は昭和 48 年 10 月 1 日より実施する。

平成 6 年 7 月 1 日	一部改定。
平成 9 年 9 月 18 日	一部改定。
平成 15 年 4 月 1 日	一部改定。
平成 17 年 6 月 17 日	一部改定。38 (3) 背風成分 2m/sec 以上 を追加
平成 28 年 12 月 1 日	一部改定。(場周経路の飛行)、(滑空機の運用)を追加
平成 29 年 4 月 1 日	一部改定。(同一上昇風帯での飛行)を追加
平成 29 年 11 月 26 日	一部改定。「高性能の単座機の搭乗規程」を追加
平成 30 年 4 月 1 日	一部改定。(単独飛行) 3-23. に(1)技量認定他を追加
平成 31 年 1 月 1 日	<u>追加制定。(滑空訓練の実施)を 3-1. に制定</u>
平成 31 年 1 月 1 日	<u>一部改定。(単独飛行) 3-23. に(1)技量認定他を改定</u>
令和 元年 7 月 1 日	<u>一部改定。(滑空協会) 3-18. の重心位置について改定</u>

(別表 7)

(別紙 1)

2017 年 11 月 26 日

高性能単座機の搭乗基準

この規程別紙 1 は、搭乗者が高性能単座機に搭乗する場合の基準を定める。

1. 高性能単座機の定義

DISCUS、LS4、LS8 などの翼面荷重が 30kg/m^2 以上、滑空比が 40 前後の機体をいう。

(参考資料)

型式 (S t d)	離陸重量 (k g)	翼面積 (kg/m^2)	翼面荷重 (kg/m^2)	滑空比
LS4	346.5	10.50	33.00	40.0
LS8	346.5	10.05	33.00	43.0
DISCUS	343.8	10.58	32.50	42.2
型式 (T r n)				
ASK21	470.0	17.95	26.18	34.0
ASK23	340.0	12.90	26.35	34.0
SZD51-1	330.0	12.51	26.38	35.0

2. 搭乗資格及び搭乗時の飛行経歴

- (1) 自家用操縦士 (滑) 上級の資格を有する者
- (2) 滑空機による総飛行時間が 30 時間以上の者

3. 搭乗までの飛行経験及び確認事項

- (1) 複座機のほかに練習用単座機での経歴を有する事
- (2) ノーダイブ進入時に接地前にダイブ操作 (約 1/3 開) をして接地する経験を有する事
- (3) 曳航中断等の緊急事態の経験・対応
- (4) サブ G 耐性等の引継ぎ事項の有無

4. 搭乗前の学科講習

下記の学科を実施して内容を理解していることを確認する

- (1) 飛行規程
- (2) 高翼面荷重の機体の特性について
- (3) 高性能機の事故事例

5. 高性能単座機に搭乗する前に実施する複座機での技量認定

搭乗者が初めて高性能機による飛行を実施する場合、担当教官を含む 2 名以上 (3 日以内) の操縦教員により複座機により技量認定の確認を実施する。(当該校の監督または監督から任命された操縦教員が含まれることが望ましい) 単独での搭乗の期間が 90 日以上未実施の場合も同様とする。

6. 実技講習

初めての搭乗前に下記の実技講習を実施する事。

- (1) 着座して降着装置の操作 (機体に胴体受けを装備した状態で事前に実施する)
- (2) 搭乗準備 (バラスト、座席位置、クッションの調整)
- (3) トリムの位置、計器・各種装置の配置及び操作確認
- (4) 搭乗準備後に着座してキャノピーをロック、機体の水平状況、左右の翼端が着いた姿勢の確認
- (5) 曳航中断等の緊急事態対応の説明

7. 運航体制

- (1) 搭乗者が初めての高性能単座機に搭乗する場合、搭乗を許可した操縦教員は、飛行に際して不測の事態が発生した時に適切なアドバイスが可能なようにピストでマイクを持つか指示できる体制を取って運航する。高性能単座機の経験が少ない (10 回以内) 搭乗の場合も同様とする。
- (2) 高性能単座機の搭乗経験の少ない搭乗者が飛行する場合、ウインチ曳航者は高性能単座機の曳航の経験を十分に有する者が担当する。

8. 運用

- (1) 資格及び飛行経歴に関しては、既に他の滑空場で飛行の経験を有するものであっても適用する。
- (2) 飛行経験から 7.運航体制に関しては、既に搭乗経験のある搭乗者であっても次回の搭乗までに各校の監督または監督から指名を受けた者の確認を受けて飛行を実施する。

14-14